

海洋基本計画（案）についてお寄せいただいたご意見とそれに対する考え方

（別紙）

※本表におけるページ及び行は、特に記載のない限り、意見募集時の案のものを指しております。

※原則として海洋基本計画（案）における該当箇所の順番にご意見を記載していますが、内容的に特に関連する意見についてはまとめて記載しております。

※下記に該当する内容については公表いたしません。

- ・個人や特定の団体を誹謗中傷するような内容
- ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容

No.	該当箇所	ご意見	回答
はじめに			
1	例 P1 L2	つい先日、外資の企業による、海の波を使った発電装置を見ました。海上に50cmx10m位の波に沿って折れるような仕組みの物でした。Facebook でそれを見て、日本もこれを導入するべきだと思いました。日本は海に面していない県は8県のみで、海の波は24時間止まらずあります。是非、あの波動を使った電力装置を取り入れるべきだと思います。	ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。
2	はじめに L6	策定された「海洋基本法」→制定された「海洋基本法」、とするのが適切ではないか？ （理由）戦略、構想、計画、ビジョンなどは策定の語を用いるが、法律にはこの語は不適切で、制定という語を使うのが適切と考えられるため。	ご意見のとおり修正します。
第1部 1. 海洋基本法上の基本理念に基づく我が国の取組状況及び海洋を巡る最近の情勢			
3	P5 L6	第1部 1.（1）ア（海洋利用の自由の確保のための国際的な海洋秩序の強化）の項の最後に、下記文章を追記する事が重要と存じます。 =>また、海洋情報の独占を回避すべく、海洋の民主化を促進するとともに、海洋情報通信基盤を整備する等のソフトパワー強化が重要となっている。	ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます、原案どおりとします。
4	P7 L10	第1部 1.（2）海洋の産業利用の促進の項（P7の10行目）の文章に、「海洋情報基盤の整備、」を追記する事が、海洋DX促進・海洋情報産業育成に有効と存じます。 =>資源・食料・エネルギーの安定供給の確保、海洋情報通信基盤の整備、海洋産業における生産基盤の強靱化等、我が国の自律性の確保・優位性の獲得がより一層求められている。	ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます、原案どおりとします。
第1部 2. 本計画の策定及び実施に関し十分に認識すべき事項			
5	P10 L4	「1. で述べた海洋政策の実施状況とその評価を踏まえ、」とあるが、1. においては、実施状況については述べられているが、その評価についてはほとんど触れられていないと言えるので、その点を加筆、補正する必要があるのではないかと 海洋基本法第16条5項には、基本計画の5年ごとの見直しについて、「政府は、海洋に関する情勢の変化を勘案し、及び海洋に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、」と書かれている。したがって、情勢の変化の勘案と同様、同列のレベルの扱いで、「施策の効果に関する評価」を明示的に記す必要があるはずなので、その点を加筆、補正していただきたい。どのような評価がなされたのか、その内容は海洋政策の調査研究のうえで非常に重要かつ有用と考えられるので、是非、お願いしたい。	第1部1において、我が国の取組状況と海洋を巡る最近の情勢を概観する中で、施策の効果に関する評価についても触れています（例えばP4（我が国の領海等における国益の確保）の「このように、海上の安全・安心～顕在化した。」等）

No.	該当箇所	ご意見	回答
6	P10 L32	「・・・・海洋分野における時代に即した持続的で実効性の高い施策や技術力の向上とその社会実装が急務である」とありますが、きわめて抽象的なので、当該文章の冒頭に「進展するデジタル技術や宇宙技術の応用など」を例示として加えてみてはいかがでしょうか。	ご意見ありがとうございます。当該箇所は課題認識を簡潔に説明しているもので、具体的な基本的方針等については、P12から始まる第1部3.にて記載されていますので、原案どおりとします。
7	P10 工 海洋人材の育成・確保	産業構造の転換やイノベーション、場合によっては災害後の復興、台湾尖閣有事を鑑みた場合に、海洋そのものに魅力を感じているか、親しみを持っているかが重要だと思われま。これは海洋政策研究所が主催する海洋教育サンセットトークや過去の海洋教育サミットなどでも話題に挙げられており、環海の日本で生活することが「当たり前」かどうか？という点で海洋教育の果たす役割は大きいでしょう。海洋が好きか嫌いかではなく、親しんだか親しんでないかという点で、海が怖くても、船酔いしてしまう人でもマリニITへの従事は可能々々です。労働環境を他分野と照らし合わせることは、当り前のことでそれが魅力かどうかについては別の問題でしょう（よほど優遇される、インセンティブがあたえられるなら別）。また他項目でも中長期的な実施について触れられているように、人材育成こそ長期的な視点で担い手育成と確保することを含め、海に親しむ学びにはじまる海洋教育（海洋に関する学びという表現でも可）の充実を十分に認識すべき事項のひとつとして、p11の2行目～3行目のなかで触れていただければと思います。	海洋教育については、「3. …基本的な方針」（P14～）のP32～34において、いただいたご意見と同趣旨の記載をしているところです。「2. …十分に認識すべき事項」（P10～）においては、より俯瞰的な視点で論じられていることから、人材育成という表現になっております。
8	P11 L3	第2パラ「海洋人材を育成・確保するため、・・・・醸成する必要がある。」に続けて新しいパラとして、「又、海上における業務・労働・生活環境をできるだけ陸上と等しくする観点から、情報・通信環境の改善は焦眉の急である。」を追記していただきたい。少子化時代の若年層を、海上業務（船員労働）に惹き付けるためには、情報・通信環境の大幅な改善が必要と考えます。MLC(海上労働条約)でも船員の居住・レクレーション設備の改善としてインターネットへのアクセスが決められつつあります。	3-3(6)ア④(P33)に通信環境整備等の魅力ある労働条件及び労働環境の整備について記載しています。
9	P11 L9	第1部 2. 工 海洋人材の育成・確保の項の最後に、下記を追記し、海洋関係企業・従事者の業務環境向上を目指して、1社・1人当たりの付加価値生産性の向上政策を図って行くことが有効と存じます。 =>なお、海洋人材の育成・確保と同時に、AI・情報通信等を利用した無人化、自動化、省人化の取組も進める事により、付加価値生産性の向上を図る必要がある。	ご意見ありがとうございます。ここでの無人化、自動化、省人化の取組は海洋人材の育成・確保を補完するものとして記載されており、付加価値生産性の向上のみに限るものではないと考えますので、原案どおりとします。
第1部 3. 海洋に関する施策についての基本的な方針			
10	第1部 (P1-34)	・「総合的な海洋の安全保障」、「持続可能な海洋の構築」、「海洋の主要施策についての基本的な方針」は、第3期計画における「主柱」の意義が踏まえられているのか、別の意義が与えられているのか、「主柱」の意義を説明するべき。第3期計画では、「総合的な海洋の安全保障」が、第一に、多様な海洋政策を包含し、それにより、第二に、総合海洋政策本部・参与会議および総合海洋政策推進事務局が、総合的かつ統合的な機能を果たす根拠も与えた。「持続可能な海洋の構築」や「海洋の主要施策についての基本的な方針」は、そもそも意味がわからず、説明するべき。	「主柱」とは海洋に関する施策を総合的・計画的に進めるに当たって、海洋政策の大きな方向性を定めるものであり、第3期計画における「主柱」の意義を踏まえたものと考えています。「持続可能な海洋の構築」も「総合的な海洋の安全保障」同様に主柱であり、「着実に推進すべき主要施策」はこれら主柱とともに推進すべき重要な分野横断的な施策と位置付けています。

No.	該当箇所	ご意見	回答
11	P12 L18、 P21 L1	<p>「持続可能な海洋の構築」は、「持続可能な海洋開発の構築」または「海洋の持続可能な開発の構築」とするのが良いのではないかと (理由) p.12の脚注9に「持続可能な社会」（1987年の環境と開発に関する世界委員会の報告書）を引用し、「社会」の2文字を「海洋と換言できる。」としている。社会の構築、という表現はごく自然で何らの違和感を感じるものではないが、海洋の構築、という、自然界の存在である海洋を人間が構築するということになってしまい、はなはだ不自然で舌足らずの感がある。ここでの本来の趣旨は、海洋の開発・利用・保全・管理などの諸活動を持続可能なかたちで実施すべきである、ということと解釈できる。しかも、持続可能な、という語は、持続可能な開発（sustainable development）という国際的に定着している高邁な理念を表すフレーズとして使われて初めて意義を持つと言える。したがって、上記のように修正するのが好ましいと考えますが、いかがでしょうか？</p>	<p>ご意見をいただいた点については、参与会議における審議を経て、2本目の主柱の名称を「持続可能な海洋の構築」とした経緯もあり、原案どおりとします。</p>
第1部 3-1. 「総合的な海洋の安全保障」の基本的な方針			
12	全般	<p>冒頭で「我が国の領海等における国益はこれまでになく深刻な脅威・リスクにさらされている。」としながらも、実際に他国の軍船による不法占拠（より具体的には尖閣諸島の上陸）の場合の対応方法の記載が無い。基本計画には、日本国固有の領土を不法占拠された場合の対応方法を盛り込むべきである。</p>	<p>P15の3-1. (1) ア我が国の領海等における国益の確保 における、「各種事案対応のための関係省庁の取組に加え、意思決定を含めた、より具体的な対処訓練を行う。」にて同趣旨の内容を記載済です。</p>
13	P15 L2	<p>「さらに、自動運航船の実用化等、船舶のDX化の推進や、・・・・」の параの「さらに、」に続けて、「船舶間および船陸間の情報通信改善による協調的な安全航行を念頭に」を、「自動運航船の実用化等、船舶・海洋のDX化の推進や・・・・」の前に挿入して、文章を補強していただきたい。</p>	<p>ご指摘のとおり修正します。</p>
14	P17 L4	<p>商船の航海用機器に関する仕事をしております。地中海や中国沿岸等特定の海域で意図的なGNSS妨害電波の影響と思われる航海用機器の機能停止、低下といった現象が生じています。日本近海では、そのような現象が少ないか、現状では皆無のため、日本における海運関係者の危機感は低いままです。昨今、スプーフィングを受けにくい暗号化されたGNSSサービスが開発されていますが、それだけでは不十分です。強電力でGNSS受信機を飽和させる方法には、効果がありません。従って、妨害者をいち早く特定して、海上警察力をもって妨害を止めさせる仕組みが必要ではないでしょうか。そのために、海上で意図的電波妨害を受けていることを船員に警報し、またその情報（データ）をリアルタイムで周囲の船や海上保安庁などの公的機関に共有するシステムの開発と普及が必要であると考えます。これには衛星VDESのような公的な衛星通信の利用が適しているのではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
15	P17 L18 の次に追加	<p>オ 宇宙との連携 海洋の安全保障は、空域を含む宇宙との連携は益々重要になってきている。空域としては航空機は元より、近年無人機ドローンの応用は益々増大していく。また宇宙空間とは既存の気象情報、通信手段や、GPSに代表される位置情報や画像情報の活用必須である。特に後者はわが国の準天頂衛星やスペースの「スターリンク」に代表される多様な利用は、海洋産業・安全保障の両面からも注力していく必要がある。更に今後小型衛星のコンステレーションは国際分野や民生分野を問わず隆盛を極めその効用は図り知れないものとなる。</p>	<p>いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます、原案どおりとします。</p>

No.	該当箇所	ご意見	回答
16	P19 L12-16	<p>海運業界としてはとりわけ海洋における国際競争力の強化が重要であるとする。</p> <p>この点において以下の施策について時機を逸することなく進め、関係省庁のご支援をお願いしたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 諸外国の税制や経済環境の変化を踏まえた国際的な競争条件の均衡化のための制度の不断の見直し。(各種海運税制) 2 ゼロエミッション船の開発推進と関連する国際ルールの策定主導およびゼロエミッション船等の普及に向けた環境整備。 3 シミュレーション共通基盤の社会実装として国立大学で社会連携講座が開講された。海洋産業における一層のDX推進のための産学官の連携推進。 4 次世代を担う海洋人材・日本人海技者の育成・確保、海技教育機構における教育の質の向上。上記意見の該当箇所： 19ページ目の12行目から19ページ目の16行目 32ページ目の33行目から33ページ目の2行目 63ページ目の1行目から63ページ目の6行目 84ページ目の5行目から85ページ目の7行目 86ページ目の2行目から86ページ目の5行目 	<p>ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。</p>
17	P19 L20-28	<p>経済安全保障に資する海洋科学技術については我が国が強みを持つか否かにかかわらず基幹部品等の国産化・研究開発に取り組むべきであるとの観点から、19ページ目の23行目から24行目の記述について、「その際、基幹部品や運用技術等について国産化や海外展開を念頭においた研究開発に取り組む。」と改めるべきである。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。当該部分については、技術の優位性や不可欠性の観点から、我が国が強みを持つ分野の研究開発に取り組むことは重要であると考えますので、原案どおりとします。</p>
18	P19 L22	<p>第1パラ中「海洋科学技術は、総合的な海洋の安全保障の基盤としての意義がある。経済安全保障に資する重要技術として、自律型無人探査機をはじめとする海洋ロボティクスや無人観測・センシング技術等の先端技術を育成・活用していくとともに、・・・・研究開発に取り組む。」の文中「リモートセンシング技術」の後に「衛星利用技術」を追加して欲しい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、センシング技術の後に、「衛星利用技術」を追記します。</p>
19	P19 L23-24	<p>「その際、我が国が強みを持つ基幹部品や運用技術等について国産化や海外展開を念頭においた研究開発に取り組む」とあるが、この際、日本企業による技術開発を行う際には、技術力で先行する諸外国との連携を促すことで、技術開発の迅速化と日本技術の国際市場における孤立防止を図るべき。また、技術を持つ海外企業の日本での生産拠点・研究開発の誘致についても更に積極的に進めるべき。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。</p>
20	(P. 19) 3-1(2)ア④	<p>「その際、我が国が強みを持つ基幹部品や運用技術等について国産化や海外展開を念頭においた研究開発に取り組む」とあるが、基幹部品において元々強みを持つ分野はほとんどなく、また強みを持たない部品を含めて国産化が必要であることから、「我が国が強みを持つ」は削除すべき。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。当該部分については、技術の優位性や不可欠性の観点から、我が国が強みを持つ分野の研究開発に取り組むことは重要であると考えますので、原案どおりとします。</p>

No.	該当箇所	ご意見	回答
21	P19 L37	第2パラ「この重要性に鑑み、「我が国に・・・・内容も踏まえつつ、既存の調査・観測・監視体制の更なる強化に加え、AI技術、無人航空機といった新たな技術の積極的な活用、・・・・一層推進する。」の文中、「AI技術」の後に「衛星利用技術」を追記して欲しい。	宇宙技術の活用は「既存の調査・観測・監視体制」にも含まれているところ、それを更に強化することを明示するため、「既存の」の前に「宇宙技術も含めた」を追記します。
22	P19 L36-38	第1部 3. 3-1. (2)イ 海洋状況把握(MDA)能力の強化の項に、広域監視活動に有効な衛星を下記の通り追記する。 (「対象領域の広域化に有効な衛星通信・衛星観測、並びに」を追記し、下記文章とする) =>既存の調査観測・監視体制の更なる強化に加え、対象領域の広域化に有効な衛星通信・衛星観測、並びにAI技術、無人航空機といった新たな技術の積極的な活用	
23	P19	海洋の安全保障のみならず、海洋環境保全、海洋産業振興、科学技術の発展等に深く関わっている旨が記されていますが、明文化されている内容は主に沖合に着目されたものが多く感じられます。また、項目を大きく変えてしまうこととなりますが、沿岸の総合的管理の一環としてMDAが並列的に表記、実施されるべきであると位置付けられるべきではないでしょうか。沿岸域も含めた海洋状況の総合的な把握がなされなければ、安全保障も環境保全も産業振興、科学技術の発展も望めないと思われま。同時に沿岸域における情報になればなるほど、その一次情報を取得し、デジタル化するためにアナログな手法、人材が必要で、沿岸に人がいる、何かしら生業に従事しているなかで得られる情報の取得についても触れていただければと感じられました。	当該箇所においては、海域全体を対象としており、沖合/沿岸といった区分をしてはおりません。他方で、MDAIは包括的な概念であるところ、他の施策との関連も深いとの認識の上、関係省庁と連携して取組を進めてまいります。
24	P23 ウ 沿岸域の総合的管理の推進	p19でも指摘させていただきましたが、ここで記されているような海洋と人が関わること、安全保障や環境保全、産業振興、科学技術の発展も踏まえた内容であり、この項目が海洋環境の保全・再生・維持のなかでのみ取り扱われることに違和感を覚える次第です。MDAの一環として表記され、取り扱われるべきものではないでしょうか。	
25	P45 第2部2(1)情報収集体制	p19の海洋状況把握(MDA)体制の確立へのパブコメでも書かせていただきましたが、海洋の安全保障のみならず、海洋環境保全、海洋産業振興、科学技術の発展等のためにも沖合だけでなく沿岸も含めた(沿岸の総合的管理)実施体制の強化が望まれます。同時に沿岸域における情報になればなるほど、その一次情報を取得し、デジタル化するためにアナログな手法、人材が必要で、沿岸に人がいる、何かしら生業に従事しているなかで得られる情報を取得するための実施体制の強化についても触れていただくことをご検討ください。	

No.	該当箇所	ご意見	回答
第1部 3-2. 「持続可能な海洋の構築」の基本的な方針			
26	P21 L1	「3-2. 「持続可能な海洋の構築」の基本的な方針」において、問題解決の方法論ばかりが記載され、教育について言及されていないのはなぜなのでしょう。特に気候変動への対策においては、技術や仕組みだけではなく、国民一人一人の意識改革が重要です。これに最も寄与できるのが、全国民が受ける学校教育のほうです。教育を抜きに持続可能な海洋の構築は不可能だと考えます。学校教育の面からのアプローチについても記載していただけますようお願いいたします。	3. の支柱3-1. 「総合的な海洋の安全保障」及び3-2. 「持続可能な海洋の構築」を支える共通の基盤として人材育成や教育があることから、3-3. 着実に指針すべき主要施策の基本的な方針 に整理しています。
27	例 P21 L12	SDG14に着目し、海洋の開発及び利用と環境保全・再生・維持との調和を図るのであれば海洋開発を行うに際し事業者が海洋環境及び海洋遺跡に対するアセスメントの義務化を行うべきである。海洋資源(環境や遺跡含む)の保護促進に向け、事業者が一定の基準を満たす場合はアセスメント費用などの補助を行うことを提案する。費用はかかるが、海洋国である日本の文化、資源、歴史を継続して後生へ残していくつもりならば是非検討していただきたい。	ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
28	例 P21 L21	風力発電や太陽光発電などの間接的な方法を地道にやって温暖化防止するのも重要ですが、地球の温暖化と乾燥が進み過ぎた現在では、大規模な森林火災が多発するようになっており、温暖化はとめられないのではないかと。私は、これらに加えて、液体空気を絡めた方法で温暖化防止することを提案致します。 まず、空気の圧縮・冷却・減圧を繰り返して液体空気を作る段階で、固化した二酸化炭素を分離除去し、きれいになった液体空気を船の動力源に用いるのです。海水で液体空気を温めることで空気を噴射しブースターを回して発電しながら船の推進力を得るのです。この時、海水は大幅に冷却されます。つまり、石炭・石油・天然ガスといった地下資源の使用を極力抑えるという間接的な方法ではなく、液体空気を絡ませた二酸化炭素の分離と海水の冷却の二段構えの直接的な方法で温暖化を防止するのです。地球の海水全体を冷却しなければと考えると気が遠くなりますが、とりあえずは、台風などの天候に最も影響しそうな場所の海水表面温度を少し下げればよいと思います。これの繰り返しをやるのが最も早く改善できると思います。	ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。
29	P22	沖縄は亜熱帯の島嶼の地形で珊瑚礁があるため、生きものの多様性があるのだそうです。久米島の海は今も充分美しいとは思いますが、以前のような輝きがあるかという点 そうともいえず 1998年、海水温の上昇により大規模な珊瑚の白化現象があり あっという間に一面真っ白になった様子を目の当たりにしたのは衝撃的でした。珊瑚の白化現象は海水温度の上昇が原因といわれていますが、自然環境がとても脆く、儚いものだと気がつきました。 海中の変化は、普段見ることがないのでよくわからないことが多いですが、他の地域でダイビングをしている方に様子を聞くと ここ10年くらいの間に、本来南方にいる魚が北上し、静岡県の方までいると聞きます。 世界の海の深い場所をめぐる海水の流れ 海洋深層大循環に変化の兆しがあり、東京海洋大学などの研究グループは10年にわたる南極海での継続的な観測で、冷たい底層水がでにくくなっている様子を突き止めたということです。(東京海洋大と北海道大学、国立極地研究所、中国の上海海洋大学の研究チーム) 海水温度は気候に大きな影響を及ぼすといわれています。	ご意見ありがとうございます。

No.	該当箇所	ご意見	回答
30	P22	<p>久米島では海洋深層水が主要産業となり、さらに取水官を大きくして 水耕栽培など農業展開をしようという計画ありますが、陸上を見渡すと サトウキビばかりが栽培され けして農地が有効利用されているとは言えません。</p> <p>新自由主義のもとで、グローバル企業が都合の良いルールをつくっているようです。『みどりの食糧システム戦略』は、TPPと連動して、日本の農地や種の権利などが狙われているという情報があり、反対運動が全国的に広まりましたが、2018年に種子法は廃止され、2022年4月には種苗法の改定、そして一部変更として『ゲノム編集作物』が許可されました。</p> <p>そして台湾有事が煽られ、南西諸島でミサイル戦をする計画もあるようです。</p> <p>第二次世界大戦では、開戦の1日前まで銀座の映画館は通常営業していたのだそうで、原発も多い日本にミサイル攻撃されたら逃げ場も、食糧も無くなります。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
31	P22	<p>新自由主義のもとで、グローバル企業が都合の良いルールをつくっているようです。日本では台湾有事が煽られ、南西諸島でミサイル戦をする計画があるようです。</p> <p>第二次世界大戦の時には、開戦の1日前まで銀座の映画館は通常営業していたのだそうで、原発も多い日本に攻撃されたら逃げ場も、食糧も無くなります。</p> <p>いつの間にか、戦争になっていた、のっとられていた、とならないように “今だけ、金だけ、自分だけ” ではない、持続可能性のある方向性を選んでくださいますようお願い致します。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
32	P22 L1	<p>海洋深層水温度差発電を追加</p> <p>久米島モデルの様な、カーボンニュートラル、海洋産業の推進、子供達への海洋教育を10年以上実践しているモデルをさらに強化し、諸外国へこのモデルを輸出していく。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。</p>
33	P22 L7	<p>洋上風力発電の整備におきまして、防衛省における警戒管制レーダーへの影響が指摘されており、整備推進が鈍化する懸念もございます。“各省庁間の密な調整による迅速な整備推進”等の文言も入れて頂き、迅速な整備推進（特にEEZにおける洋上風力発電の整備推進）を期待いたします。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。</p>
34	P22 L8-9	<p>EEZにおける浮体式洋上風力発電へのプロセスを含めた詳細なロードマップを策定していただきたい。政策面における方向性が示されることで、洋上風力発電事業者にとってより積極的にEEZにおける浮体式洋上風力発電事業に参画できる環境となると考える。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。</p>
35	P22 L34	<p>先日、久米島海洋深層水フォーラムが開催され、その計画の内容を知りました。</p> <p>久米島の海洋深層水施設は、Kumejimamodelとして、国内外から注目され、震ヶ関よりも多くの人が集まる施設だそうです。</p> <p>温度差施設について、取水量を増やす計画があり、その内容を知りコメントさせていただきました。</p> <p>久米島で計画されている、深層水取水施設は1980年代に、フランスで開発されたもののだそうで（OTEC）深層水フォーラムの施設見学で、たまたま同じグループに温度差発電施設の建設に関わった方がいて、この施設は1990年代に米国から建設図案を渡されて、何度も米国と行き来し、計画を履行したとおっしゃっていました。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。</p>

No.	該当箇所	ご意見	回答
36	P23 L12	<p>23頁12行目、「国連生態系回復の10年」の後に、「南極条約体制」を挿入する。</p> <p>北極に加えて南極を明示に含めた海洋基本計画になったことを高く評価。我が国は、北極域よりも古くから南極地域での科学観測活動と利活用をしてきており、そこでの経験と知見を踏まえて我が国の海洋政策が更に強化推進されることを期待する。南大洋(Southern Ocean)を含む南緯60度以南の南極地域での科学観測活動及び地域の利活用の際に大前提となるのが、1959年成立の南極条約を中心とする南極条約体制であり、南極地域の「平和と科学に貢献する自然保護地域」(南極環境保護議定書第2条)としての国際的地位をさらに推進強化する必要がある。なお、南極条約体制の一部を構成する南極海洋生物保存条約(CCAMLR)の下で、この10年来、海洋保護区の設置をめぐる議論が活発に行われており、25頁13行目の海洋保護区設定への言及は、南極海域の文脈でも極めて重要である。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。</p>
37	P23 L21	<p>計画書に山々と海の関係性及び保護について明記することを提案する。</p> <p>海洋の生態系などを保全し再生するために「里海」の保全と利活用も考慮した 豊かな海づくりとあるがこれについては賛成である。</p> <p>しかしながら海洋の環境を語るうえで山々の環境保全は外せないと考える。</p> <p>これは環境省の「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクトでも重要視されているため海洋基本計画でも具体的な森林生態系保護について触れるべきではなからうか。</p> <p>また、山々の生態系保全活動を行っている産官学との連携を明記することで山と海との交流が活発になると考える。</p> <p>上記らの問題点があるため可能ならばもう一度海と山それぞれの生態系保護の研究者を招集し具体的な計画案を作成してほしい。</p> <p>山からの栄養が海に届くことで真に豊かな海洋ははぐくまれる。</p> <p>海と山は切っても切れない関係であるためどうかご一考お願いしたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。河川を通じた陸地と海の間連性は海洋政策上も重要であり、ご指摘の点は関係省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>

No.	該当箇所	ご意見	回答
38	P24	<p>沿岸域においても、いずれはTAC管理とIQ制度の導入がなされるにこしたことはないという意図かもしれませんが、多魚種が漁獲され、その全ての資源量推定が困難である沿岸漁業と、ある特定の魚種を対象とし資源量推定も実施されやすい沖合漁業を同列に位置付けた上で、資源管理手法を指定することは現実的ではありません。イノベーションのジレンマが起こる前に現状の漁獲量を資源量と読み替えるなどといった、形骸化を呼び込む原因になりかねない表現だと思われます。したがって、沿岸漁業と沖合漁業を適切に区別したうえで、沿岸漁業における資源管理の手法について言及されるべきではないでしょうか。すでに沿岸漁業漁船にカメラや魚種判別のための計器を設置し、多魚種を対象とした資源管理手法に着目した資源管理手法の確立に向けた研究はいくつか存在していますので（例 https://kaken.nii.ac.jp/ja/grant/KAKENHI-PROJECT-18KT0038/）、可能な限り採り入れていただくことをご検討ください。</p>	
39	P67 ア 水産資源 の適切な 管理	<p>p24 水産資源の適切な管理へのパブコメでも書かせていただきましたが、主に書かれている内容が沖合漁業に向けたものであり、多魚種を対象とし、それらすべての資源量推定が困難な沿岸漁業へもTACやIQ制度の導入と読み取られかねない表現が多いように感じられます。15行目で示された444万tという目標漁獲量は、沖合と沿岸が含まれた値です。沿岸域においても、いずれはTAC管理とIQ制度の導入がなされるにこしたことはありませんが、この表記の仕方は混乱を生じやすいように思われます。願わくば、多魚種を対象とした資源管理手法に着目した資源管理手法の確立に向けた研究はいくつか存在していますので（例 https://kaken.nii.ac.jp/ja/grant/KAKENHI-PROJECT-18KT0038/）、可能な限り沿岸漁業に向けては日本の漁業制度実態と、その将来に即した計画を取り入れていただくことをご検討ください。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、水産資源の適切な管理を進めていく上で参考とさせていただきます。</p>
40	P25 L1	<p>25頁01行目の、「国連海洋科学の10年」の後に、「や南極条約体制」を挿入する。</p> <p>北極に加えて南極を明示に含めた海洋基本計画になったことを高く評価。我が国は、北極域よりも古くから南極地域での科学観測活動と利活用をしてきており、そこでの経験と知見を踏まえて我が国の海洋政策が更に強化推進されることを期待する。南極の科学活動と地域の利活用の推進を図る上での大前提が、1959年成立の南極条約を中心とした南極条約体制であり、海洋域を含む南緯60度以南の南極地域を「平和及び科学に貢献する自然保護地域」（南極環境保護議定書第2条）たる国際的地位を強化推進していくことである。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。</p>

No.	該当箇所	ご意見	回答
41	P25 L1-4	ここに書かれている内容は、北極・南極の項目よりも次項「イ 海洋生態系の理解等に関する研究の推進・強化」に含まれるべき内容ではないでしょうか。また地域の経験知の蓄積、類型化、可視化、一元化の迅速化等々は「デジタル化」を前提とした表現と思われる。そこに異議はありませんが、DXといった表現も加えていただいたほうがわかりやすいかと思われます。また、このなかの「地域の経験知」については、地域の蔵に眠るコレクション、収蔵品、口頭伝承も多く、それらアナログな情報をデジタル化、アーカイブ化するための人材に加え、実際に使われている道具などを保管、展示する役割として博物館の役割は重要です。デジタル情報を取り扱うためにアナログな手段が不可欠であること、またそれらが無いがしろにならないような表現を加えていただければ幸いです。	p25に記載の海洋ビッグデータやシチズンサイエンスについては、必ずしも、海洋生態系に関する観測研究だけを対象としている訳ではなく、例えば、海洋ごみ等に関する観測研究も対象としているため、「ア 北極・南極を含めた全球観測の実施」に記載しております。また、地域の経験知の蓄積や、これらの類型化、可視化、一元化については、すべての取組がデジタル化を前提としたものではないため、DXという表現を使用しておりません。地域の経験知を取り扱う人材や博物館については、当該部分で特に記載していませんが、取組の実施においてこれらを活用していくことは十分考えられます。
42	P25 L7-9	「生物多様性の保全・回復を含めた持続可能な海洋の構築に資するため」には、長期的視野に立って継続的に行われる「現状把握」に基づき、海洋生態系の挙動や動態の理解、生態系を支える環境との相互作用等に関する研究開発に取り組む必要があると考えられます。基礎研究のための基礎調査であり、現状と乖離した研究テーマとして地域や現場から「机上の空論」などと言われないうえにも、必要不可欠な視点であると感じている次第ですので、ぜひ追記をご検討ください。なお、例えば環境省や地方自治体のレッドデータブックに記載されている種のリストおよび、その現状などについては大変有意義なものであり、そこに関わる地域の研究者らの存在がこの現状把握としてのモニタリングにあたるものではないでしょうか。	ご意見ありがとうございます。現状把握のためのモニタリングの重要性に鑑みP52に政府の取組が記載されており、関係省庁と情報共有して適切に対応していきます。
第1部 3-3. 着実に推進すべき主要施策の基本的な方針			
43	P27	昨今の水産業の衰退をどのようにお考えでしょうか。 養殖ばかりに力を入れず、天然の資源を持続可能に活用できるよう提案して欲しい。 また養殖の魚にわけのわからないワームやら混ぜるのをやめさせて欲しい。 それと同時に、持続可能な海を存続させるためには水中考古学的な意見をもっと聞いた方がいいと思う。きちんと調査をして歴史的遺産をきちんと保護するのが大事と考えます。	ご意見ありがとうございます。水産資源管理につきましては、水産基本計画等に即して、着実に実施してまいります。
44	P27 L13	第3パラ「さらに、海洋の産業利用を推進していくためには、高齢化による船員の減少や運航の安全性の向上に対応した」の次に「高速情報通信回線の利用・導入や、」を追加挿入して欲しい。	ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。
45	P27 L26~27	「官民の関係者が具体的な目標を共有することによって、相乗効果を生みながら富と繁栄を拡大していく。」を、「官民の関係者が個々の活動の相互関係に十分配慮しながら具体的な目標を共有することによって、相乗効果を生みながら富と繁栄を拡大していく。」とする。すなわち、「個々の活動の相互関係に十分配慮しながら」を追記する。 理由：海洋を総合的に利用していくためには、先行利用者の活動に十分配慮し、利用者間のいらぬ争いを防ぐことが重要であり、これを基本的な方針に盛り込む必要がある。	ご意見ありがとうございます。本計画案は、海洋の産業利用を促進する上で、海洋利用相互の調和を図っていくことを前提としていることから、原案どおりとします。

No.	該当箇所	ご意見	回答
46	P27 L29	第6パラ「また、社会変革、技術の潮流や・・・踏まえた、AUV戦略等の技術開発から・・・」の文中「AUV」の後に、「や宇宙技術利用」を追記して欲しい。	ご意見ありがとうございます。AUV戦略以外の今後の取組については、参与会議の意見等を踏まえて検討してまいりますので、原案どおりとします。
47	各部のセンサー開発について	水中ロボットを研究して、20年間。浦環先生から様々なアドバイスを頂いた。 総括的に考えると、水中考古学、農林水産業、防衛産業も含めて政府の方針より自然界は進化している。それに対応する各種センサー類も生物工学分野やレーザー等を取り込んだものが必要だ。 査読時代に合う政策をしてほしい。高校・大学も含めて討論が必要だ。	ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。
48	P29 L14	第2パラの次に新しくパラ3として次を追記して欲しい。新規パラ 「又、海上における通信量の増大に備え、VDESとこれを衛星とリンクした形での利用が喫緊の課題となることに鑑み、その社会実装の総合戦略を策定していく。」の文を追加して欲しい。	ご意見ありがとうございます。衛星VDESについては、研究開発段階でありその成果を踏まえて、社会実装に取り組んでまいりますので、原案どおりとします。
49	P29	DXを進めるために、デジタル化しなければならない一次情報があり、そのためにアナログな手法をまだまだ持ち要らなければならない点にも触れていただければと思います。デジタル化されていないことは後述されるデータ駆動型研究も推進されません。基本的な表現について意義はありませんが、p29の30行目の「産学官でまずは利用してみる」だけでなく「産学官でまずは利用するためのデジタル化を進める」といった表現も加えていただくことをご検討ください。	ご意見ありがとうございます。DXに係る施策の実施にあたって参考とさせていただきます。
50	P30 L3	(3)海洋におけるDXの推進の項に、以下の文章を追記。 =>また、AIS情報を利用した物流分析・船舶運航支援等の成功体験を生かして、次期AIS（VDES）を利用した海洋情	ご意見ありがとうございます。衛星VDESについては、研究開発段階でありその成果を踏まえて、社会実装に取り組んでまいりますので、原案どおりとします。
51	P30 脚注23	内閣府 経済産業省による「船舶向け通信衛星コンステレーションによる海洋状況把握技術の開発・実証」に関する研究開発構想(プロジェクト型) 令和4年10月 に対応して、最先端の海洋科学技術の脚注に、「衛星VDESコンステレーション」を追加していただきたいです。 23 例えば、AUVをはじめとする無人観測システム、宇宙システム、シミュレーション技術、海底観測技術、衛星測位技術、衛星VDESコンステレーション、AI技術。	ご意見ありがとうございます。衛星VDESについては、宇宙システムに含まれるものと考えていますので、原案どおりとします。
52	P30	「海洋空間計画」(Marine Spatial Planning)は洋上風力発電を国の主力電源の一つとするために不可欠な計画であり、もっと重要度を置くべきである。 第四期海洋基本計画の「3-3. 着実に推進すべき主要施策の基本的な方針」の(1)「海洋産業利用の促進」に入るべきところ、代わりに(2)「科学的知見の充実」の中でのみ二か所言及されている。「海洋空間計画」は海洋産業利用の促進に必要なベースラインとなるべきものであり、科学的知見を充実させるためにあるわけではない。 脱炭素化のみならず(経産省・環境省)、洋上風力をてことした日本の経済回復(経産省・国土交通省)、国防・エネルギーセキュリティ(経産省、防衛省・農林水産省)、環境への影響と温暖化・自然環境保全(環境省、農林水産省、各地方政府)などの観点からも海洋を効率的に利用することが、周りを海に囲まれた日本国の最優先事項となるべきである。各省庁を纏めるべき中核組織は内閣府しか現状ないため、「海洋空間計画」を中枢に据えた意味のある「海洋基本計画」を作成し、より効率的で、機動力のある、また透明性のある統括した計画を打ち出すべきである。	いただいたご意見はNo.53,95,102のご意見とも関連しますところ、海洋空間計画を、複合的な海域利用をより適切かつ効果的に推進するための取り組みと位置づけ、海洋空間計画の適切な実施を進めてまいります。

No.	該当箇所	ご意見	回答
53	P30イ項の 6-7行目	<p>再エネ海域利用法の促進区域における取組を海洋空間計画の一形態と位置付けることは妥当と考える一方、海洋空間計画は洋上風力発電等の海域利用の促進のためだけのものではなく、他の複合的な利用についてより適切で効果的な計画づくりを指向するものであるべきことから、原文7行目「位置づける。」に続いて、例えば以下の1文を挿入することが妥当と考える。「それを踏まえ、複合的な海域利用をより適切かつ効果的に推進するための取り組みを進める。」また、ここでは「データの共有・利活用の促進」の文脈で海洋空間計画が位置づけられているところ、そうした整理はあり得るが、本来は海洋空間計画構築のイニチアチブの下で所要の海洋情報の整備を進めるべきものであることから、排他的経済水域の有効利用や沿岸域の総合的な管理の項目においてこそ言及されるべきと思われる。この点についてはそれぞれ関連項目に対するコメントとして別途提出する。</p>	ご意見のとおり修正します。
54	P31 L8-9, P77 L21- 23	<p>近年北極海の利活用拡大に対する環境保全ルールが活発に議論されているが、北極域研究船によるデータが我が国のプレゼンス強化に貢献できる。また、水槽施設等の研究基盤は国際的な水準に比べてスケールが小さく、老朽化・陳腐化している。これを引き上げないと、北極域の利活用において諸外国に遅れをとる恐れがある。これらの理由により、次の2箇所の修文を提案する。</p> <p>P31 L8-9 (修文案) 特に、北極域研究船については、完工後速やかに運用し、国際研究プラットフォームとしての利活用や国際貢献に結びつくデータの収集を視野に入れた観測計画及び航行計画を検討する。</p> <p>P77 L21-23 (修文案) 国内の大学及び研究機関の研究船、水槽施設、スーパーコンピュータ等を、国際的に競争力のある水準以上に整備あるいは更新し、これらの研究拠点のネットワークによる分野横断的な取組や研究基盤の共同利用を促進し、北極の課題解決に向けた取組を進める。</p>	<p>P31のご指摘の箇所には、北極域研究船によるデータ収集について記載していませんが、その前の段落には、「観測の空白域の解消に資する北極域研究船の着実な建造」、またP8には、「観測データの空白域である北極域の観測・研究の推進を通じた地球規模課題の解決等を通じて、我が国の国際プレゼンスの向上を図っている。」と記載しているとおり、北極域研究船によるデータ収集で国際社会に貢献し、またそれにより国際プレゼンスを強化してまいります。</p> <p>水槽施設等の研究基盤についていただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
55	(6)海洋人材の育成・確保と国民の理解の増進	<p>(6)海洋人材の育成・確保と国民の理解の増進について、海洋人材の育成・確保に際しては、「教育は個性を伸長するために行う」ことを前提とする必要がある。冒頭に以下の文言を挿入することを提案する。</p> <p>―― 現行学習指導要領によると、探究活動は、学習者の知識・技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力等の資質・能力を育成する上で有効である。とりわけ、四面を海に我が国は、海洋や河川が身近に多数存在しており、探究活動の対象として最適である。積極的に海洋・河川を活用した探究活動を推進するための体制を整えることによって、個性が伸長され様々なイノベーションの創出に貢献するであろう。そのような取り組みの中から、海洋に関する人材が輩出されることになる。以下にその具体的な施策を示す。</p> <p>として32, 33pの内容を整理しつなげることで、国民に広く受け入れやすい内容となるであろう。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。ご指摘のとおり、探究活動において海洋に関する教育の機会を充実させるという観点から、「子どもの関心が多様化する中で、関心のある子どもたちの学びの機会の提供を促進する（P33）」ことについて記載いたしました。皆様のご尽力が海洋教育を支えていますので、今後も期待しております。なお、いただいた修正意見については、同様の趣旨の記載があることから、原案のままさせていただきます。</p>

No.	該当箇所	ご意見	回答
56	P9 L21, P. 32 L9	<p>「海洋に関する内容の充実が図られた」とありますが、充実されたのは海事に関する事柄のみであり、海そのものや自然環境、文化や人の営み、海洋を舞台に起きている様々な問題など、充実を図るべき事柄が多く残されています。32ページの9行目に「海洋人材の育成は～学校を中心として海洋に関する教育を推進する。」とあることから、学校教育は海事産業のための人材育成を行う場であると捉えているように映ります。しかし、海事産業の充実だけでは、気候変動をはじめ海を舞台に起きている諸問題は解決できません。海に直接は関係していなくても、全ての国民の意識の改革が必要であり、そのための学校教育と捉えるべきではないでしょうか。よって、前回の指導要領改訂により必要な情報がすべて盛り込まれたかのような表現は不適切であり、「海洋に関する内容が一部追加された」などの表現にするべきではないかと提案いたします。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。海洋分野としてSTEAM教育へ貢献すべく、産学官が連携して取り組むこととしています（P33）。海洋に関する教育の総合的な支援体制を整備する観点から、海に関する学習の場を提供する各種団体等との有機的な連携を促進していきます（P88）。皆様のご尽力が海洋教育を支えていますので、今後も期待しております。</p>
57	P32 L17	<p>「海洋に実際に触れ合う機会」がなければ海洋人材が育成できない、と読み取れてしまいます。当然ながらアナログな形として、海に触れることで得られる体験や知識は貴重ですが、DXの推進を他項で触れられていますし、海へ行かずとも得られるバーチャルリアリティな体験の機会についても視野を広げる必要があるのではないでしょうか。また「触れ合った」うえで海が嫌いになる子どもたちは多いです。p10へのパブコメでも書かせていただきましたが、必ずしも海が好きでなくても「親しめた」かどうか大切です。「21世紀の海洋教育に関するグランドデザイン（例 https://www.cole.p.u-tokyo.ac.jp/common/img/mt/events/pdf/sato_1.pdf）」の中で、「海に親しむ」学びに始まる海洋教育のあり方が、小中高等学校編としてまとめられ、示されています。9行目にも親しむことが触れられているので、17行目で齟齬となる表現が含まれてしまうのは避けたいほうが良いと思われます。重複表現とはなりますが、大切なことでもあるのであえて「海洋に親しむ」と置き換えることもご検討願えれば幸いです。</p>	<p>P32の記載は、海の日を活用方策として海洋に実際に触れ合う機会の充実を挙げておりますが、海洋に実際に触れ合う機会がなければ、海洋人材が育成できないという趣旨の記載にはなっておりません。ご指摘いただいたインターネットやバーチャルリアリティの活用については、第二部（P87～88）の施策に記載しております。P33の記載は、子どもたちが海に直接親しむ機会を創出することの重要性を述べておりますが、そのみが子どもや若者に対する海洋に関する教育であると述べている訳ではありません。</p>
58	P33 L27	<p>p32の17行目へのパブコメでも書かせていただきましたが、海洋に直接触れなければ親しめないと読み取れることにご留意いただく必要があると思われます。直後にデジタル技術の活用についても示されているなかで、齟齬が生じる表現となるでしょう。</p>	
59	P33 L5	<p>本箇所に限らず、「人材育成」の文字が本計画案には頻出しているが、ほとんどが「数の確保」の観点で記されている。もちろん、それは非常に重要なことであるが、それだけでは足りない。特に本箇所では、発信力が必要で、国際的な場において議論をリードしていかなければならない。つまり、発信力や交渉力を有する「リーダーとなる人材」を育てることを国として全面バックアップして強化すべきである。他分野で発信力・交渉力を有する人材を海洋分野に引き入れることも有効と思われる。また、国際協力を我が国にとって望ましい方向へつなげるためには、他国の次世代リーダーと早い段階から交流・意見交換することも必要であるし、長期的には我が国と協調できる他国の次世代リーダーを育てることもしなければならない。例えば、積極的に大学の修士・博士過程で受け入れることも有効な手段である。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。皆様のご尽力が人材育成を支えていますので、今後も期待しております。</p>

No.	該当箇所	ご意見	回答
60	P33 ア③ 海洋におけるDXへの対応	DXを推進するためにはデジタル分野の人材だけでなく、現時点ではまだまだデジタル化できないアナログな一次情報を取得する技術を持った人材をDXへ呼び込む必要もあります。例えば今、藻場を水中ドローンや船に取り付けたカメラで撮影し、AIを用いた種判別と被覆度計算などを鳥羽商戦高等学校や鳥羽市水産研究所とともに試みています。しかし、機械学習をさせるためには当然ながら備船技術、調査に適した船舶の維持管理、潜水、藻類の判別、教師あり学習のためのクリック操作、実際に潜らないと得られない情報をデジタル化すること、藻場のどのような情報をデジタル化すべきか、何を機械に学習させるか、課題を与えられるかというアナログな人材は不可欠です。したがって、10行目「データサイエンティスト等デジタル分野」だけでなく、それをささえるアナログ分野の人材呼び込みについても触れていただくことをご検討ください。	ご意見ありがとうございます。ご指摘いただいたような人材については、P32の部分で、「高度な海洋人材を育成・確保すること」で記載しています。
61	P33 L16	「国際水準の達成を目指して女性活躍を推進するとともに、」に明記されている国際水準の指すところが不明です。現実には女性の割合が低いという事実はあるため、「教育・研究機関、船舶、産業界における女性の割合を高め、女性活躍を推進するとともに、」と具体的にすることを提案します。	ご意見を踏まえて「国際水準の達成を目指して」を「国際的に遜色のない水準（の達成）を目指して」と修正します。
62	P33 L23	海洋人材を輩出するため、海に親しむ学びに始まる海洋教育を充実させるためには、小中高等学校だけでなく幼保教育に始まる海の学びが不可欠です。日本海洋教育学会で、すでに「海のようにえん」として幼保教育にはじまる海の学びについての実践が報告されています。23行目に「幼保教育」を追記していただくか、文章の流れとして幼保教育が指導要領として明文化されていない現状を鑑みて、その旨にも触れていただくことをご検討ください。	ご意見ありがとうございます。 幼児期は、幼児が、それぞれの興味や関心に応じて、身近な環境と関わりながら学ぶ時期です。そのため、幼稚園教育要領においては、幼児が自然と触れ合うことについて定めておりますが、幼児の興味や関心、幼児の身近な環境は多様であることから、特定の具体的な活動を全国一律に行うことまでは定めておりません。 なお、子供の興味や関心、園の周囲の環境や実態等に応じて、海に親しむ活動を取り入れることは可能です。

No.	該当箇所	ご意見	回答
63	P9 L20-23	<p>長らく自然史系県立博物館、市科学館に在籍し、数多くの海洋教育プログラムを展開しており、対学校の授業への協力もしてきたが、海洋基本計画に記述している「海洋に関する内容の充実が図られた授業が・・・」は実態に合っているとは言い難い。確かに授業で取り上げる機会はそれなりに多くなってきている傾向にはあると認識しているが、その展開方法に関してはまだ課題は多い。第一の課題は各学校が展開しているプログラムの構築プロセスがいわゆる博学連携の域に達しておらず、博物館側の一方的な支援で終わっている点、併せて、そのプログラム展開については専門的な知識を有している博物館研究員への指導依頼等の意識が希薄である点である。</p>	
64	P33 L22-30	<p>09ページ目の20行目から23行目の意見に引き続き項目だが、2018年度に海洋教育関連の研究発表と論文執筆を行った際、小中学校の全教科書（全出版社の範疇で理科や地理だけでなく、国語や音楽、保健体育等）の悉皆調査を行った。その調査では「海」をキーワードとした語彙、それに関連した語彙（例えば、地球、生物多様性、化石、大地、船等）も併せて調査した結果、教科書内での「海」を想起する内容は非常に希薄であると評価した。そういった意味からも計画にある「海洋に関する教育についての指導の充実が図られたことも踏まえ・・・」は実態に合っていないと考える。また、その後段にある「大学、研究機関、学会、博物館・水族館・・・と連携して特色ある海洋教育を実践するためのコンテンツを整備・・・」もこれらの施設を活用しているとは言い難く、連携のレベルに達している事例は多くない。本当の意味での連携が成立している事例はかなり少ないと考察している。以上の観点から当海洋基本計画内においても、実態に合ったプログラム構築とその実践がさらに望まれる領域にあると考えている。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。皆様のご尽力が海洋教育を支えていますので、今後も期待しております。</p>
65	P33 L23-24	<p>真に海洋立国であれば、国民の皆が海そのものに関心を寄せられるよう知識を持つべきであると考えます。学習指導要領にある内容は、海洋循環や海水の化学的性質、生態系、海底地質等の理解には遠く及ばず、「充実が図られた」と完了形では決して言えないのではないのでしょうか。地球温暖化、海洋熱波、極端現象など地球規模の気候変動や海盆全体に拡散するゴミについてマスコミが情報として流しても、各事象のプロセスにおいて海洋に人間活動が与えた影響が関わっていることに対する理解が欠如しております。海と人間活動との関係に関する知識が無ければ、人々には単なるコンテンツとして捉えられ、自らの問題として考えることはできません。次世代で地球環境を引き継ぐ子ども達がそれらを学び理解するためには、先に教員・親、つまり社会全体の大人世代の海洋リテラシー向上が不可欠です。喫緊の課題として、海洋の理解のために何を学ぶべきかを国が率先して明確に示し、持続可能な海洋の利活用に繋がるような知的素地を作るべきであると考えます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。ご指摘いただいたリテラシー向上については、以下のとおり記載しています。教える側の海洋リテラシーの向上を図る（P33-34）、教える側のリテラシー向上に向けて、教育委員会等向けに、海洋に関するコンテンツ・情報の発信を行う（P88）。また、海洋に関する教育の総合的な支援体制を整備する観点から、学校教育と学習の場を提供する各種団体等との有機的な連携を促進していきます（P88）。皆様のご尽力が海洋教育を支えていますので、今後も期待しております。</p>
66	P33 L23	<p>今回の学習指導要領の改訂において「海洋に関する教育についての指導の充実が図られた」内容を見ると、そのほとんどが社会科における「領土・領海」に関する内容に集中していることが分かります。海の大きな生態系の内容や地球温暖化に関する人間との関係性に関する内容などは、従前とほとんどかわっておりません。また、魚食文化や魚のトレーサビリティ・持続可能性などの内容も、ほとんど充実が図られておりません。理科や家庭科等の教科においても指導の充実が図られることにより、総合的に海洋そして地球の理解の充実を図ることができると考えられます。総合的な学習の時間も含めて、海洋に関する内容が他の内容と整合的に関連付けられながら学校教育の教育課程に有機的・組織的に位置づけることができるような記載をお願いいたします。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。海洋分野としてSTEAM教育へ貢献すべく、産学官が連携して取り組むこととしています（P33）。海洋に関する教育の総合的な支援体制を整備する観点から、海に関する学習の場を提供する各種団体等との有機的な連携を促進していきます（P88）。皆様のご尽力が海洋教育を支えていますので、今後も期待しております。</p>

No.	該当箇所	ご意見	回答
67	P33 L23	<p>「小学校、中学校、高校の学習指導要領において、海洋に関する教育についての指導の充実が図られた」とありますが、充実されたのは海事に関する事柄のみです。32ページの9行目に「海洋人材の育成は～学校を中心として海洋に関する教育を推進する。」とあることから、学校教育は海事産業のための人材育成を行う場であると捉えているように映ります。一方で、33ページの31行目に「海洋リテラシー向上を図っていく」とありますが、海洋リテラシーとは「海が人間にもたらす影響と、人間が海にもたらす影響とを理解すること」です。海洋リテラシーの向上は、海事に関する内容の充実のみでは不可能なのです。学習指導要領において、海洋に関する教育についてのより一層の充実を目指すべきではないでしょうか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。海洋分野としてSTEAM教育へ貢献すべく、産学官が連携して取り組むこととしています（P33）。海洋に関する教育の総合的な支援体制を整備する観点から、海に関する学習の場を提供する各種団体等との有機的な連携を促進していきます（P88）。皆様のご尽力が海洋教育を支えていますので、今後も期待しております。</p>
68	P33 L30	<p>教える側の海洋に関する学習の機会を増やすだけでなく、インセンティブも増やす必要があるという点についての議論が、2021年12月に行われた海洋教育に関する国際シンポジウムのなかで、アメリカ合衆国モアナ大学の先生とのやりとりでみられました。ハワイでは教員が、モアナ大学の海洋教育学習プログラムを受講することでキャリア形成につながるといった様子です。教える側が主体的に海洋リテラシーを深められる体制を整える施策として、こうしたインセンティブの設定がひとつの手法ではないでしょうか。指導要領で、より細かく詳細に設定することも手段としてはありますが、2010年から続けられてきた海洋教育に関わる事業のなかで、多様な自然、地域の文化、立地が内在する国内においては、現実的ではない現状がすでに明らかとなっています。また、一部の教員だけが主体的に予算獲得や隙間時間の活用を試みるだけでは限界がありますし、教える側の人材が海の学びを実践することに何かしらの喜びを感じられる状況を作り出す工夫が必要であるでしょう。そのため学習の機会だけでなく、そういった何かしらのインセンティブにも触れていただきたいです。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。</p>
69	P88 L2	<p>p33 30行目へのパプコメで書かせていただいた内容にも関わりますが、教える側の海洋リテラシー向上を目指すために、副読本やコンテンツだけでなく、インセンティブの提供についても触れていただければと思われま。インセンティブについては給与やキャリア形成だけでなく、子どもたちの成長や飛躍に関わることができる喜び、海洋を舞台にした授業展開（現地へ行く行かない、仮想現実活用の如何を問わず）の場に立てる愉しさ等についても含まれます。現状として一部の能力が高い教員や学芸員が笹川平和財団や日本財団、船の科学館等の助成を受けて実践するか、博物館や教育委員会などから副読本が一方的に提供されるにとどまります。より海洋教育の機会を広げるためには誰でも、どこに居ても海洋教育が実践できる、日常の授業のなかで実は海洋教育を実践していた・・・というような、システムや体制づくりに支えられた教える側の海洋リテラシー向上が目指されるべきだと考えられます。</p>	

No.	該当箇所	ご意見	回答
第2部 1. 海洋の安全保障			
70	P35 L12-20	<p>”サイバーセキュリティの脅威”を海上保安庁の項で、また（国土交通省）と片付けるのは余りも問題を矮小化しています。</p> <p>情報通信システムは元より、航空・宇宙との連携による天候や上空からの広域情報取得・監視は海洋の安全保障の観点かも必須であり、そのためのサイバーセキュリティ対策は重大な問題です。</p> <p>従って以下のように提言します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・36p34行目 イ 情報収集・分析・共有体制の構築とサイバーセキュリティ対策 とする ・37p18行目に追加 宇宙システムを活用した気象観測、通信や測位システム、海洋状況把握・と監視などに対するサイバーセキュリティ対策に対し万全の備えを取る。 （内閣府、総務省、国土交通省、文部科学省、防衛省） 	<p>サイバーセキュリティへの備えは、p63 10~12行目において、頂いたご意見の趣旨は含まれているものと思いますが、いずれにしても、ご指摘の趣旨も踏まえながら、実際の政策の実施に努めてまいります。</p>
71	P36 L3(6)	<p>体系的な学びの場の提供</p> <p>小中高校までの間に海洋学、海洋気象・海象の学びが全く受けられていない世代がある。幅広く海についての知識をつけ、普及啓発していくことが重要。海の食材、海洋のエネルギー開発、物流、防衛、海洋政策、海に関するあらゆる情報網の構築と学習指導要領への反映。国民の海洋に関する無知からの脱却を早急に測るべき。単発での講演：深海生物、極限生物、海洋・海底資源、海ゴミ、海底地形、火山・地震活動、掘削成果等、個々に興味を持たれる項目があっても、体系だって学べる機会がない。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。海洋分野としてSTEAM教育へ貢献すべく、産学官が連携して取り組むこととしています（P33）。海洋に関する教育の総合的な支援体制を整備する観点から、海に関する学習の場を提供する各種団体等との有機的な連携を促進していきます（P88）。皆様のご尽力が海洋教育を支えていますので、今後も期待しております。</p>
72	P37 L7-10など	<p>沖縄トラフ熱水鉱床周辺海域では、無通告調査が多くなされており、昨今、調査結果の多くをいわゆるハゲタカジャーナル系のオンライン雑誌等で公表し、被引用を繰り返すことで既得権化を図るような動きが散見される。</p> <p>科学的調査は人類共通の財産であり、教育・研究の自由は可能な限り担保されるべきであるが、他方で、排他的経済水域内で実施された無通告調査等で取得された資試料について公表されるのが確認された場合は、発表の取り下げ等を含めた対応が必要になると考えられる（特に被引用数が少ない掲載前もしくは直後までの期間が重要）。</p> <p>なお、掲載後の論文へのアプローチとして、研究者から掲載雑誌社へ質疑等は可能であるが、資試料の出どころをもとに取り下げを依頼することは科学的な本質から逸脱しており、非常に困難な状況であるため、しかるべき外交部や海洋に関する監督省庁での対応手法を構築するなど、ぜひ検討をお願いしたい。</p> <p><出典例>https://www.mdpi.com/2077-1312/10/5/678#B39-jmse-10-00678</p>	<p>我が国のEEZ等における外国船舶による海洋調査については、以下に記載のとおり、関係省庁が連携して対応を進めてまいります。</p> <p>p.15「加えて、東シナ海等における権益確保のための海洋調査活動を的確に進めるとともに、EEZ等における主権的権利の更なる行使のため、適切な対応について関係省庁で検討する。」</p> <p>p.37「○ 我が国の排他的経済水域・大陸棚を始め、我が国周辺海域における海洋権益確保の戦略的観点から、我が国の海域の総合的管理に必要なものや境界画定交渉に資するものを含め、必要な情報の調査・収集に努めるとともに、取得したデータの管理・分析及びその成果の対外発信能力の強化を図る。（内閣府、外務省、国土交通省）」</p>

No.	該当箇所	ご意見	回答
73	P39 L17	新規の○として、次の文章を追加して欲しい。「○我が国は永年にわたって西太平洋の一部海域（NAVAREA XI）で船舶交通安全情報の収集・提供を担当し国際的な責務を果たしている。引き続きこの海域を分担することは海洋の安全保障にも裨益することから、衛星VDESやインターネット等による海上情報通信体制の改善への我が国としての国際貢献が必要である。（外務省、国土交通省、海上保安庁、防衛省）」を追加して欲しい。	ご意見ありがとうございます。衛星VDESについては、研究開発段階でありその成果を踏まえて、社会実装に取り組んでまいりますので、原案どおりとします。
74	P41 L1	記載内容”次世代のAISであるVHFデータ交換システム（VDES）の具体的な活用やシステム構築に向けた検討を進める。”におけるVDESの具体的な活用やシステム構築検討としての要望事項を下記に示す。 <ul style="list-style-type: none"> ・自動運航船へのVDES利活用を国策としてIMOやIALA標準策定への積極的関与。 ・VDESによるMachine-to-Machineデータ通信実現にて港湾や航路航行船舶時の船員業務負荷低減とミス削減。 ・小型船舶へのVDES適用の促進策実施（導入や運用への補助金、その他導入メリットの提供）。 ・海上保安庁保有情報（AIS情報）の民間提供によるVDES連携のDX化促進 ・衛星船位測定送信機（VMS：水産庁）とVDES連携による漁業調整の円滑化、ならびに密漁船舶の早期把握と初期対応支援 以上	ご意見ありがとうございます。衛星VDESについては、研究開発段階でありその成果を踏まえて、社会実装に取り組んでまいります。
75	P42 L2	(3)海上交通における安全・安心の確保の項の文章の後に、具体的方策としてVDESを記載すると同時に、海上安全に大きく関与する漁船を統括する農林水産省を追記した下記文章を追記する。 =>そのほか、海上交通の安全・安心を実現するための、次世代AISであるVHFデータ交換システム（VDES）の具体的な活用やシステム構築に関する検討を進める。（国土交通省、農林水産省）	ご意見ありがとうございます。VDESの活用の可否は今後の検討課題であると認識していますので、原案どおりとします。
76	(P.42)第2部1(3)	40目に「さらに、発生時に迅速かつ的確に対応するため、救助・救急体制、海上防災体制の充実・強化を図り、対応に万全を期す」とあるが、KAZU-1の事故など潮流の厳しい場所での海難調査の場合、潜水士では危険があり無人機の活用が必要であることから、「さらに、発生時に迅速かつ的確に対応するため、無人探査機（AUV、遠隔操作型無人探査機（ROV）等）も含めた救助・救急体制、海上防災体制の充実・強化を図り、対応に万全を期す」とすべき。	潜水士による搜索は救助・救急体制の手段のひとつであり、潜水士の搜索が不可能な場合は別の手段を駆使するなど、あらゆる手段（当然、無人探査機等による搜索も含む）を用いて救助・救急活動を実施することとしており、原案どおりとします。
77	P42 L15-16	「さらに、発生時に迅速かつ的確に対応するため、救助・救急体制、海上防災体制の充実・強化を図り、対応に万全を期す」とあるが、潜水士では危険があり無人機の活用が必要であることから、「さらに、発生時に迅速かつ的確に対応するため、無人探査機（AUV、遠隔操作型無人探査機（ROV）等）も含めた救助・救急体制、海上防災体制の充実・強化を図り、対応に万全を期す」とすべき。	

No.	該当箇所	ご意見	回答
78	P43 L10	津波対策について述べます。 南相馬市では、東日本大震災津波の教訓として、防潮堤・防潮林・沿岸と平行に走る道路それぞれを嵩上げて少しずつ津波を和らげる多重防災をやっています。南海、東南海地震による津波が懸念される地域はどうなっていますでしょうか。 また、東日本大震災の時、松島は湾に島が沢山あったため津波はかなりやわらげられたそうです。そこで、大都会の津波対策として、東京湾、伊勢湾、大阪湾の入り口に島を作るのはどうでしょうか。この時、福島第一原発事故で発生した除染土を利用してもらえれば助かります。きれいな土で回りを覆えば放射能は遮蔽されますので、全く問題ありません。そしてこの島で風力発電を実施すれば一石三鳥の対策になります。	ご意見ありがとうございます。いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
79	P43 L18	「・・・・・・・・、また、小型船舶を含む船舶等の位置を把握できる体制を構築するほか、・・・・・・・・」の文中「小型船舶」の前に「AISやVDES等を利用した」の例示を入れて欲しい。	ご意見ありがとうございます。 小型船舶にはAISの搭載義務がなく、このような船舶の位置把握については様々な技術の導入を検討しているところ、現時点で具体例を記載できる状況にはありませんが、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。
第2部 2. 海洋状況把握(MDA) の能力強化			
80	P45 L1	>45頁 >2. 海洋状況把握(MDA) の能力強化 浮体式洋上風力発電と合わせて、併設する形で、気候観測装置、各種情報収集設備、無線通信基盤(基地局等)、衛星連携設備、無人航空機・無人潜水艦との連携設備、各種設備の自動的給電設備(無線給電も検討)、等の設置を行い、その様なフロートを多数海洋に設置していくべきと考える。 そうすると、海洋における通信基盤の整備が行えるとともに、安全保証にも有用かと考える。	ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
81	P45 L11	2つ目の○パラ「○準頂衛星の機数増等の取り組み、・・・を踏まえ、衛星AISによる・・・・・・・・」文中、「衛星AIS」の後に「衛星VDES」を続けて並記して欲しい。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます、原案どおりとします。
82	P45 L12	「MDAにおける衛星情報の更なる利活用について研究や検討を行う。」の後に、下記文章を追記し具体的な活動に移行することが重要と存じます。 => また、衛星VDESを利用したMDA能力強化に向けて、民間活力を利用したデュアルユース体勢の整備に取り組む。尚、我が国が衛星VDES経由で所得したデータを活用して、シーレーン沿岸国との情報交換を行うことで能力強化の補完を行う。MDAにおける衛星情報の更なる利活用について研究や検討を行う。 5 経済安全保障に資する研究開発	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます、原案どおりとします。
83	第2部「全体」と「46頁21行目以降」	・(全体) 5W1Hの、とくに、いつまでに施策を実施するのか、多くの場合に明記がない。達成度の適切な評価を行うために、これを明らかにするべき。 ・(46頁21行目以降) 「3. 海洋の状況把握(MDA) の能力強化、(3) 国際連携・国際協力」について。諸外国からの情報を「一括して受けて」、我が国国内機関に「適切に配分する」ための、「司令塔機能」をもつ機関が不可欠。そうでなければ、諸外国は、ある情報は防衛省に、あるいは、海保庁に、あるいは気象庁に、というように、送付先を違える必要があり、スムーズな国際連携・協力を阻む。	(全体) 施策の実施時期、内容等については、第4期基本計画に基づき、工程表を作成し、達成度を適切に評価していきます。 (P46) いただいたご意見を踏まえ、諸外国から提供される情報の流通の適切化・効率化等、円滑な国際連携・協力を資する適切な海洋状況把握体制の構築に向け、関係省庁と連携し検討を進めてまいります。

No.	該当箇所	ご意見	回答
第2部 3. 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進			
84	P47 L1以降	<p>有人国境離島については法整備がなされているが、数においてはるかに多い無人国境離島に関する法整備も進めるべきと思われる。現状、低潮線保全法及び同基本計画のもとで、特定離島(沖ノ鳥島・南鳥島)が優先的にケアされているが、両島を含む他の数多くの無人国境離島が、低潮線保全に限らず共通して抱えている各種問題(海洋保護区の設定などの環境保全、海洋調査や資源探査のための効果的な利活用など)は多い。これらに総合的(分野横断的)、戦略的(問題発生前であっても)に取り組むための法整備が必要である。無人島の利活用については過去に国土交通省で「あり方」を論じる委員会報告書が提出されているが、そこで扱われた問題を土台に、いま一度本格的に再検討するべき時が来ている。多数の無人国境離島は、日本の海洋政策にとり極めて重要な武器である。そうした観点からの総合的な無人離島管理政策を計画していただきたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、我が国は多数の無人国境離島を有しているところ、それらの保全・管理・利活用を充実することは日本の海洋政策においても重要であると考えております。</p> <p>なお、ご指摘の「委員会報告書」は、国土交通省内の委員会が平成21年にとりまとめた「海洋管理のための離島の保全・管理・利活用のあり方に関する検討委員会報告書」であると思料されるところ、この報告書においては、政策をその性質によって保全政策と利用政策の2本柱で整理しております。</p> <p>このうち、保全政策に関連する施策として、「第2部3. 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進(1) 離島の保全等」において、有人無人関わらず、内閣府が中心となり関係省庁や地方公共団体とも連携の上、国境離島の正確な現状把握を行うこと等を、「第2部4. 海洋環境の保全・再生・維持(1) 海洋環境の保全等」において、海洋保護区の適切な設定等を、「第2部6. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進(2) 海洋科学技術に関する研究開発の推進等」において、海洋資源調査技術の更なる強化・発展等を、それぞれ記載しております。</p> <p>また、利用政策に関連する施策として、「第2部1. 海洋の安全保障(3) 海上交通における安心・安全の確保」において、海上交通の安全確保、地球観測等の科学的知識共有への貢献等を記載しております。</p> <p>いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
85	P48 L24「外来種」	<p>「外来種」への言及が48pの「(3) 離島及び周辺海域の自然環境の保全」の部分1か所である。現実には外来種は里海に多く、在来生物や生態系の脅威となっており、ひいては漁業の健全な発展を阻害している。よって、外来種の侵入阻止や除去について記述の範囲を広げるべきである。具体的には、7pの「(3) 海洋環境の維持・保全」や22-23pの「(2) 海洋環境の保全・再生・維持」のAまたはイに記載する。加えて51pからの「4. 海洋環境の保全・再生・維持」で「外来種」の項目を起こして記述する、それが無理なら、「(1) 海洋環境の保全等」のどこかで外来種や外来生物の侵入阻止や除去について記す。生き物は所轄外という認識かも知れないが、国の基本計画でありSDGsを標榜するなら十分な記載が必要と考える。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。</p>
86	P48 L35	<p>(1) 離島における産業の振興等に、「離島におけるブルーエコノミーとしての産業振興、雇用創出および強靱化対策として、海洋深層水取水施設を上下水道や高速道路と同様に公共インフラとして有効な離島に整備する。このことによって、持続可能な社会モデルの構築および離島のGXが「日本モデル」として推進される」と追記</p> <p>(理由) 日本の海洋深層水取水施設を利用した離島の社会モデルは、「エネルギー」「水」「食糧」「雇用」の持続可能な創出によるGX社会モデルとして、国連をはじめ国際的に高く評価されている。内閣府の調査でも、離島における海洋深層水取水施設の設置はB/Cが2以上になるなど、評価されている。この国際的に評価された「日本モデル」を全国的に推進するためには、海洋深層水取水施設の公共インフラ(利用者負担)としての整備が不可欠である。この整備が進めば、離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進に繋がる。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって、参考とさせていただきます。</p>

No.	該当箇所	ご意見	回答
87	P49 L8	<p>・エネルギーの安定的かつ適切な供給及び環境負荷の低減を図る観点から、離島の自然的特性を活かした再生可能エネルギーの利用を促進する。(環境省)</p> <p>修正案 ・エネルギーの安定的かつ適切な供給及び環境負荷の低減を図る観点から、離島の自然的特性を活かした海洋温度差発電等による再生可能エネルギーの利用を促進する。(環境省)</p> <p>修正理由 沖縄県離島における電力システムのほとんどが独立系統であり、導入できる再生可能エネルギーの選択肢が限られている。 内閣官房 総合海洋政策本部が、久米島町に設置されている沖縄県海洋深層水研究所の周辺海域を「海洋再生可能エネルギー実証フィールド(海洋温度差発電)」として2014年に選定しており、2022年には海洋温度差発電に参画する企業による実証事業(環境省補助事業)が始まっており、国の方針とベース電源の候補となる「海洋温度差発電」の文言を追加頂きたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。海洋エネルギーについては5.(2)ア②において記載しており、ご指摘の事項においては、既存の再エネ技術を含めた利用の促進について記載していることから、原案どおりとします。</p>
88	P49 L8	<p>「離島の自然的特性を活かした再生可能エネルギーの利用を促進する。(環境省)」を「離島における海洋深層水等の地域資源を活用した海洋温度差発電、水産養殖、冷熱利用等の産業の振興を通じて、海洋産業の振興を図るとともに、再生可能エネルギーの利用の促進を図る。(内閣府、経済産業省、環境省)」に修正してもらいたい。</p> <p>理由：62ページ 27行目と平仄を合わせるとともに、海洋温度差発電の実証試験の運営母体に海洋温度差発電事業への参加を企図する事業者が参画し事業化に向けての準備を進めていること、および地元自治体策定の総合計画に海洋温度差発電の導入促進を位置付けていることや海洋深層水利用による水産養殖事業や冷熱利用が各地で軌道に乗っているを考慮し文言を加筆することが適当である。</p>	
89	P49 L8	<p>「離島の自然的特性を活かした再生可能エネルギーの利用を促進する。(環境省)」を「離島における海洋深層水等の地域資源を活用した海洋温度差発電、水産養殖、冷熱利用等の産業の振興を通じて、海洋産業の振興を図るとともに、再生可能エネルギーの利用の促進を図る。(内閣府、経済産業省、環境省)」に修正してもらいたい。</p> <p>理由：62ページ 27行目と平仄を合わせるとともに、海洋温度差発電の実証試験の運営母体に海洋温度差発電事業への参加を企図する事業者が参画し事業化に向けての準備を進めていること、および地元自治体策定の総合計画に海洋温度差発電の導入促進を位置付けていることや海洋深層水利用による水産養殖事業や冷熱利用が各地で軌道に乗っているを考慮し文言を加筆することが適当である。</p> <p>特に、海洋温度差発電の技術力は、日本が世界トップレベルであること、また、この日本の海洋温度差発電を核として海洋深層水を利用する持続可能な島嶼地域の社会モデルが、国連をはじめ国際的に注目されている点を総合的に鑑み、明確で、かつ 具体的に示した方が、適切である。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。海洋エネルギーについては5.(2)ア②において記載しており、ご指摘の事項においては、既存の再エネ技術を含めた利用の促進について記載していることから、原案どおりとします。</p>

No.	該当箇所	ご意見	回答
90	P49 L8	<p>加筆 原文に [] 文を挿入する ○エネルギーの安定的かつ適切な供給及び環境負荷の低減を図る観点から、[離島における海洋深層水等の地域資源を活用した海洋温度差発電、冷熱利用等の産業の振興を図るとともに、]離島の自然的特性を生かした再生可能エネルギーの利用の促進を図る。(〔内閣府、〕経済産業省、環境省) 加筆理由 P-62 27と平仄を合わせるとともに、海洋温度差発電の実証試験の運営母体に海洋温度差発電事業への参加を企図する事業者が参画し事業化に向けての準備を進めていること、および地元自治体策定の総合計画に海洋温度差発電の導入促進を位置付けていることや海洋深層水利用による環境負荷低減に資する冷熱利用が各地で軌道に乗っていることを考慮し文言を加筆する。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。海洋エネルギーについては5. (2)ア②において記載しており、ご指摘の事項においては、既存の再エネ技術を含めた利用の促進について記載していることから、原案どおりとします。</p>
91	P50 L9	<p>現状の記載内容は、水産資源、海洋調査を目的とした基盤・環境整備に留められています。昨今の国際情勢に鑑み、離島保全等推進のため安全保障にかかわる基盤・環境整備の必要性についても記載すべきではないでしょうか。</p>	<p>第2部 1. 海洋の安全保障における、「特に南西地域における空港・港湾等を整備・強化するとともに、既存の空港・港湾等を運用基盤として、平素からの訓練を含めて使用するために、関係省庁間で調整する枠組みの構築等、必要な措置を講ずる。」にて同趣旨の内容を記載済です。</p>
92	(P. 50) 第2部3 (2)イ	<p>30目の「その上で、排他的経済水域等における他の個別課題への展開を検討する」とあるが、EEZにおける浮体式洋上風力発電にとって、海洋空間計画は不可欠な方法論である。そこで、「他の個別課題」の具体例として浮体式洋上風力発電を強調して、「その上で、排他的経済水域等における浮体式洋上風力発電などの個別課題に対し、日本版セントラル方式を含む海洋空間計画など、新たな仕組みの展開を検討する」とすべき。さらに、担当府省に経済産業省を加えるべき。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。</p>
93	P50 L16 以下それ以外にも散見される	<p>「海洋空間計画」 「…【また、諸外国においても導入事例のある海洋空間計画については、その実態の把握に努めるとともに】、我が国の海洋空間計画として既に取り組まれている管轄海域における法令の適用による規制や利用の実態の整理について、海洋状況表示システム「海しる」における共有・可視化を進める。その上で、排他的経済水域等における他の個別課題への展開を検討する。…」 ・【 】内は、第3期計画の記載とほぼ同じ。この5年間の進捗状況を明らかにするべき。再エネ海域利用法の「促進海域の決定」で、領海での海洋空間計画にふみだし、海域利用のルール化も実現していることを明記すべき。 ・海洋空間計画は、データの共有・可視化には矮小化されない。 ・海洋空間計画は、「個別具体的な課題に対応して進める」ことが、実際的な方法であるが、日本の管轄海域全体についての、かつ、すべての海洋利用を包含する計画である。その到達点を、「排他的経済水域等」ではなく、明確に記すべき。 ・国家政策としての海洋空間計画を、第4期計画の第1部のしかるべき場所に(も)記載して、宣言すべきである。</p>	<p>海洋空間計画については、第1部では3-3(3)イ データの共有・利活用の推進に位置付けています。御趣旨を踏まえ第2部3(2)イの2つ目の○末尾に「複合的な海域利用への適用を検討する」旨追記します。</p>

No.	該当箇所	ご意見	回答
94	P50 L22	「その上で、排他的経済水域等における他の個別課題への展開を検討する」とあるが、EEZの有効な利用のために海洋空間計画の策定を行うべき。今後EEZの活用が期待される洋上風力発電の導入可能性エリアを検討するにあたっては、まずは他の海域利用とのすみわけについて国としての大方針を立てていく必要がある。洋上風力発電の導入可能性エリアを検討するという目的では主管は経済産業省かもしれないが、個別用途について一省庁が計画策定する形にせず、中央政府の各省庁がしっかりと連携したうえで総合的な海洋空間計画を策定して頂きたい。	ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
95	P50 L21-23	海洋空間計画等、排他的経済水域の有効利用に向けた情報基盤として「海しる」が位置づけられていることは妥当で、構築されたあるいはされつつある情報システムをより一層活用することが期待される。同パラ最後の1文にある「他の個別課題への展開を検討」は、そのこと自体は推進すべきこととして評価する一方、複合的な利活用に関する視点が欠けている気がする。海洋空間計画の要諦は、「複合的な海域利用のより適切な配置なり調整」であることから、当該部分を例えば下記のように修正すべきものと思料する。「その上で、排他的経済水域等における他の個別課題への展開や、複合的な海域利用への適用を検討する。」	ご意見のとおり修正します。
第2部 4. 海洋環境の保全・再生・維持			
96	P51 L1	「4. 海洋環境の保全・再生・維持」において、問題解決の場当たりの方法論ばかりが記載され、教育について言及されていないのはなぜなのでしょう？特に海洋環境の保全や気候変動への対策、海洋ごみへの対応においては、技術や仕組みだけではなく、国民一人一人の意識改革が重要です。これに最も寄与できるのが、全国民が受ける学校教育のほうです。教育を抜きに持続可能な海洋の構築は不可能だと考えます。学校教育の面からのアプローチについても記載していただけますようお願いいたします。	ご意見ありがとうございます。海洋に関する教育についての取組は、P87の「(2) 子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進」にまとめて記載しています。海洋に関する教育の総合的な支援体制を整備する観点から、海に関する学習の場を提供する各種団体等との有機的な連携を促進していきます(P88)。また、関係府省・関係機関間の連携を一層強化し、取り組んでまいります(P87)。皆様のご尽力が海洋教育を支えていますので、今後も期待しております。
97	P51 L24-28	沖ノ島や南鳥島などの国境離島についても、海洋保護区あるいは海洋空間計画の策定が検討されることを期待したい。	ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。

No.	該当箇所	ご意見	回答
98	P52 L23	<p>「海洋生物も対象としたレッドリスト」ではなく「海洋生物も対象としたレッドデータブック」とすべきだと思います。希少動植物を保全するためには、レッドリストに基づき、各種の生息状況やこれまでの経緯、分類体系、保全に必要な措置、生息環境などが記されたレッドデータブックがアセスメント事業や公共工事事業に関わる際の指南書として用いられています。評価が難しいなどといった声も聞きますが、三重県鳥羽市では環境省や県に先駆けて、海藻類そのもの、藻場や沖合に生息する海洋生物も対象としたレッドデータブックの作成が進められており、2023年7月に刊行予定です。また、レッドデータブックそのものに法的拘束力を持たせるべきものではなく、海洋の開発や利用との調和には不可欠であることを踏まえて「p55 カ 海洋の開発・利用と環境の保全と調和」にもレッドデータブックの活用について記載されることをご検討ください。</p>	<p>レッドデータブックはレッドリストに掲載された種について、それらの生息状況や存続を脅かしている原因等を解説した書籍です。個別施策で記載したレッドリストは、日本に生息又は生育する野生生物について、専門家で構成される検討会が、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を科学的・客観的に評価し、その結果をリストにまとめたものであり、こちらが個別施策の対象です。</p>
99	P55 カ	<p>p52へのパブコメでも書かせていただきましたが、レッドデータブックが有効に活用されることが望まれます。また、レッドデータブックの執筆者は、自然環境のモニタリングを実施している専門家でもあります。開発事業や利用が行われる直前や事後のみモニタリングと称したアセスメントが行われるのではなく、前述の専門家からも適切な助言等を受ける体制、仕組みづくりが必要である点についても追記いただくことをご検討ください。</p>	
100	P52 L30	<p>下記の内容を(3) (52項30行)に追加していただくことを提案致します。 南極の海洋生物資源の保存に関する委員会 (CCAMLR) において条約域内における海洋保護区 (MPA) の代表的なシステムの可能な限り早期の設置にむけた合意形成に貢献する。 同海域の、ウェッデル海、東南極及び南極半島西岸周辺地域などに設置の提案されている海洋保護区につき、利用可能な最良の科学に基づく議論の促進を図る。</p> <p>この提案に基づく根拠は以下の国際公約です。 (1) BBNJの保全及び持続可能な利用を目的とする条約 (2) 南極の海洋生物資源の保存に関する条約 (CAMLR) 第2条 (南極の海洋生物資源を保存する目的) (3) CCAMLR保存管理措置CM91-04 (海洋保護区の代表的なシステムを構築する目的) (4) 2022年G7気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケ (25. CCAMLRが、条約域内に海洋保護区の代表システムを可能な限り早期に設置するというコミットメントを全面的に支持する) (5) 同2022年G7会合において採択された「G7オーシャンディール」 (CCAMLR条約域内、海洋保護区の代表システム関連)</p>	<p>ご意見ありがとうございます。ご指摘の点は関係省庁と共有し今後の参考とさせていただきます、原案どおりとします。</p>
101	P54 L11	<p>「発生国への申入れ等の対応を行う。」を「発生国への申入れ等の対応を強化する。」へと変更を願います。 他国からの漂着ゴミがあまりにも多く、その処分を日本の自治体が行っている(負担している)ことなども発生国へ強く伝えて欲しい。日本政府は、漂着ゴミ発生国の環境に対する意識向上にも貢献して頂きたいです。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、今後とも引き続き海洋ごみの発生防止に取り組んで参ります。原案どおりとさせていただきます。</p>

No.	該当箇所	ご意見	回答
102	P56(2) 沿岸域の総合的管理	この項において記載されている取り組みすべてにわたって、基盤となる情報システムとして「海しる」の活用が可能であり、かつそれが適当であると考えられることから、このセクションのA項またはその他の項において、情報共有ツールとして「海しる」の活用を進める」ないしは、「海しる」の活用可能性を検討する」といった記述がなされるべきものと思う。	P56(2) A中、1つ目の○において、「データベースを構築する。」を「データベースを構築するとともに、沿岸域に関する情報について、海洋状況表示システム「海しる」等による情報共有を進める。」と修正します。
103	P56	9行目に「総合的な視点」とありますが、沿岸の総合管理が海洋環境の保全・再生・維持のなかで取り扱われるものであるとすれば、「総合的」とは言えないのではないのでしょうか。25行目では海岸づくりに触れられていますが、書かれている内容については保全に関するものばかりです。激甚化する台風や大雨および南海・東南海トラフ沖地震などを想定した防災、尖閣台湾有事を想定した国防を含めて、沿岸には安全保障も含めたより広い視点をもった管理が必要となると考えられます。少なからず人が海洋に関わらなければならないことを前提とした上で、保全すべき場所・保護すべき海洋生物、またその度合いなどについてはゾーニングしながら管理すること、そのためにレッドデータブックなどが有効に活用されるべきである点についても触れていただくことをご検討ください。	ご指摘の激甚化する台風などを想定した防災・安全保障・海洋生物の保護については、沿岸域においても重要な視点であり、御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。なお、ご指摘に関連する施策として、「第2部1. 海洋の安全保障(4) 海域で発生する自然災害への防災・減災」において、平素から被害軽減のための観測・調査、海岸堤防の整備や耐震化等を、「同(1) 我が国の領海等における国益の確保」において、防衛態勢・体制の充実・強化、海上保安能力の強化等を、「第2部4. 海洋環境の保全・再生・維持(1) 海洋環境の保全等」において、海洋保護区の適切な設定、海洋生物も対象としたレッドリストの改訂作業等を、それぞれ記載しています。
104	例 P56 L9-11	そもそも推進されるべき「沿岸域の総合的管理」とは何か(もっと言えば、「総合」とは何か)、はつきりさせないまま今日まで来ているのではないのでしょうか。それを端的に示すのが、現在公表中の「取り組み事例」ですが、そこに挙げられている取り組みを読んでも、何が「総合的」な管理なのか、はつきりしません。第1期基本計画から今日まで、このような状況が放置されています。沿岸域の管理を所掌する国や地方の様々な行政部門間の連携を本格化させる体制作りこそが、「総合」的管理の一丁目一番地ではないのでしょうか。それについて放置したまま、第4期でも「データベース構築」を進める程度の計画しかないとすれば、はたして何が推進されるのか疑問です。ぜひ第4期では、「総合」的管理とは何かを明らかにした上で、推進を図っていただければと思います。	ご指摘の国や地方の様々な行政部門間の連携を本格化させる体制作りは、沿岸域の管理において重要な視点であり、ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
105	P56 L21	(修正文) る流出土砂の調整、ダムや港内における堆砂対策やダム下流や港外への土砂還元、 (理由) 河川の流入や近傍に河川がある港湾や漁港等では、港内に土砂が堆積し、定期的な浚渫が必要で多大な行政コストがかかっている。港内に土砂が堆積しないよう、沿岸構造物の改変が必要と考える。	ご意見を踏まえて以下のとおり修正します。 (修正文) 陸域から海域への土砂供給の減少や沿岸構造物による沿岸漂砂の流れの変化等による国土の減少や自然環境への影響を軽減するため、関係機関が連携して、砂防施設による流出土砂の調整、ダムにおける堆砂対策やダム下流への土砂還元、港湾・漁港におけるサンドバイパスの実施や航路・泊地の浚渫土の養浜材としての活用、海岸における侵食対策の実施など、総合的な土砂管理に取り組むとともに、土砂移動の実態把握や予測手法の向上に係る研究開発に取り組む。(国土交通省)

No.	該当箇所	ご意見	回答
106	P57 L7, L8	<p>(修正文) ③ 栄養塩類の適正管理と循環の回復・促進 (理由) 栄養塩類(全窒素・全リン)の適正管理は理解できるが、「汚濁負荷」の適正管理は不適切と考える。汚濁負荷にはCODも含んでいると思われるが、令和3年6月の改正瀬戸法でも、CODを適正管理することにはなっていないと考える。</p> <p>(修正文) 陸域から流入する栄養塩類を適正管理するため、未普及地区での下水道等污水处理施設の (理由) 項目名は「適正管理」とあるが、内容は「削減」となっており、文言の統一が必要と考える。令和3年6月の改正瀬戸法でも、栄養塩類の適正管理を推進している。また、第9次水質総量削減基本方針の窒素リンについて、東京湾では削減、伊勢湾では現状維持、瀬戸内海では増加させる目標であり、「削減」一辺倒ではなく、海域により異なる対応が必要とされている。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。瀬戸内海においてはCODについて、これ以上の削減をしようとしていませんが、その他の海域では状況が異なり汚濁負荷の適正管理は必要(注:削減しなくても適正なレベルでの管理は必要)であることから、原案のとおりとします。</p>
107	P57 L11-14	<p>(修正文) 栄養塩類を適正管理するため、下水道等污水处理施設の整備を進めるとともに、関係機関連携の下、陸域と海域が一体となった栄養塩類の循環システムの検討、構築を進める。また、栄養塩類の不足によって水産資源の持続的な利用の確保等に課題となっている海域においては、環境への影響等を考慮しつつ、環境基準値の範囲内で栄 (理由) 項目名は「適正管理」とあるが、内容は「削減」となっており、文言の統一が必要と考える。高度処理の導入は更なる栄養塩類の減少に繋がるため、海域の状況に応じて使い分けが必要と考える。また、兵庫県では、海域のCODの環境基準は未達成の地点もあるが、栄養塩類管理計画を策定し、貧栄養化対策に取り組んでいる。陸域と海域が一体となった栄養塩類の循環システムの検討構築は、栄養塩類の削減が必要な海域だけではないと考える。</p>	<p>栄養塩類の削減が必要な海域については、引き続き水質の改善が必要であることから原案のとおりとし、栄養塩濃度が環境基準を達成している海域の記載についてはご意見を踏まえまして、以下のとおり修正いたします。</p> <p>「栄養塩類の削減が必要な海域においては、水質を改善するため、下水道等污水处理施設の整備や高度処理の導入を進めるとともに、関係機関連携の下、陸域と海域が一体となった栄養塩類の循環システムの検討、構築を進める。また、栄養塩類の不足によって水産資源の持続的な利用の確保等に課題となっている海域においては、環境への影響等を考慮しつつ、環境基準値の範囲内で栄養塩類を管理する順応的な取組の事例を積み重ねつつ、きめ細やかな水質管理の方策を検討する。」</p>
108	(新規追加) P57 L17	<p>(追加文) ○ 海域のCODの環境基準が改善されない原因を調査し、所要の措置を講ずる。(環境省) (理由) 過去、瀬戸内海では陸域からの負荷量削減が進んできたが、海域の全窒素及び全リンの環境基準は達成し、栄養塩類の不足によって水産資源へ悪影響を及ぼしている海域があるにも関わらず、海域のCODの環境基準は未達成の海域が増えている。兵庫県瀬戸内海海域のCODは、沿岸に近い大阪湾の湾奥部等(C類型)の海域では30年以上前から既に達成されているものの、沿岸から離れた沖合(A類型・B類型)の海域では横ばい、もしくは、未達成の海域が増えている状況。他の海域でも、COD未達成の海域が多くある。今後、海域のCODの環境基準の達成率が向上したとしても、「きれいで豊かな海」が実現すると考えられない。また、府県による栄養塩類管理計画の策定や流域別下水道整備総合計画の季節別管理運転の推進にあたっては、COD未達成に対する国の見解がないままでは、これら推進に支障を及ぼしている。このようなことから、CODを環境基準として使用することが適切かどうか検討が必要と考える。</p>	<p>瀬戸内海等の一部の閉鎖性海域においては、COD等の汚濁負荷量については、これ以上の削減をしようとしていませんが、引き続き適正な管理を求める海域もあり、海域毎に水質の課題も様々と認識しています。「ウ 閉鎖性海域での沿岸域管理の推進」(P57-P58)では、「きれいで豊かな海」の実現に向けて、水質、海水温上昇、生物生息場の変化等と生物多様性や生物生産性の関係性についての調査及び研究を進めることとしており、いただいたご意見は、これらの取組を進める中で、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

No.	該当箇所	ご意見	回答
109	P57 L25-26	<p>(修正文) 栄養塩類を適正管理するため、下水道の整備を推進するとともに、港湾における流況改善対策や汚泥場の浚渫及び覆砂等を実施する。(国土交通省)</p> <p>(理由) 項目名は「沿岸域管理」とあるが、内容は「削減」となっており、文言の統一が必要。高度処理の導入は更なる海域の栄養塩類の減少に繋がる上、季節別管理運転の実施にあたっては標準活性汚泥法が望ましいと考えており、高度処理は海域の状況に応じて使い分ける必要があると考える。瀬戸内海環境保全基本計画(2022年02月)では、“湾奥部をはじめとする底層環境等の改善”として、“栄養塩類の偏在や底質からの過剰な窒素及び燐の溶出、貧酸素水塊の発生を抑制するため、湾奥部等における流況改善対策や浚渫や覆砂等の底質改善対策”が推進されている。また、底層D0の改善策としても流況改善が期待されている。</p>	<p>ご意見を踏まえて以下のとおり修正します。</p> <p>(修正文) 栄養塩類を適正管理するため、高度処理等の下水道の整備を推進するとともに、湾奥部等における流況改善対策や汚泥場等の浚渫及び覆砂等を実施する。(農林水産省、国土交通省)</p>
110	P57 L27-29	<p>(修正文) 海水交換の悪い閉鎖性海域における陸域からの栄養塩類の負荷を適正管理するため、全窒素及び全りん、CODについて排水規制を実施するとともに、陸域からの汚濁負荷量の把握や水質等の調査、湾奥部等における流況改善対策や浚渫や覆砂等の底質改善対策を実施する。(環境省)</p> <p>(理由) 項目名は「沿岸域管理」とあるが、内容は「抑制」となっており、文言の統一が必要。「海水交換の悪い閉鎖性海域」とあるが、海水交換を良くする対策の記述がない。瀬戸内海環境保全基本計画(2022年02月)では、“湾奥部をはじめとする底層環境等の改善”として、“栄養塩類の偏在や底質からの過剰な窒素及び燐の溶出、貧酸素水塊の発生を抑制するため、湾奥部等における流況改善対策や浚渫や覆砂等の底質改善対策”が推進されている。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「海水交換の悪い閉鎖性海域における陸域からの栄養塩類の負荷を適正管理するため、全窒素、全りん及びCODについて排水規制を実施するとともに、陸域からの汚濁負荷量の把握や水質等の調査を実施する。」と修正します。</p>

No.	該当箇所	ご意見	回答
111	p. 58、 エ 沿岸 域におけ る利用調 整	<p>○印を付した項目が2点記載されていますが、現下の沿岸域の利用調整問題、すなわち競合利用の調整問題で最も重要と考えられるのは、洋上風力発電と漁業との間の調整であることは衆目の一致するところと言えるので、その点を1項目、加えるのが適当と考えます。</p> <p>この点については、p. 62、13-14行目の○印項目に記載されていますが、p. 58のエにおいて何も記載がないのは不自然であるので、こちらで初出させ、p. 62で再掲させるなどの扱いが望ましいと考えます。文面も、両者の「共存共栄を図るよう努める。」とし、文末の担当府省も、（内閣府、経済産業省、国土交通省、農林水産省）と横断的取組をしていることを記すの良しと考えます。</p>	<p>ご意見を踏まえて、P58エに「○ 洋上風力発電事業を目的とした海域利用の調整に当たっては、漁業者等との調整が円滑に図れるよう情報提供を行う。（農林水産省）」を追記します。</p>
第2部 5. 海洋の産業利用の促進			
112	P59 L4- 14	<p>メタンハイドレートについて、第3期海洋基本計画では「平成30年代後半」を目指すとしていた民間企業が主導する商業化に向けたプロジェクトの開始が、新たな海洋基本計画では「2030年度まで」に先延ばしされた点に関して、その背景や新たな目標時期の設定根拠等について説明を行うべきである。</p> <p>また、「資源・食料・エネルギーの安定供給の確保、海洋産業における生産基盤の強靱化等、我が国の自律性の確保・優位性の獲得がより一層求められている。」（7ページ目の9行目から11行目）との情勢認識に基づき、59ページ目の7行目から8行目の記述について、「（前略）国は産業化のための取組として、民間企業が事業化する際に必要となる技術、知見、制度等を確立するための技術開発を行うとともに、事業者の参入を一層促進するための追加的な取組を検討する。」と改め、商業化に向けたコミットメントを高めるべきである。</p> <p>同時に、「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」の改定に際しては、計画の遅れを取り戻すための追加的な施策を講じる等、目標時期の前倒しに努めるとともに、可能な限り早期の商業化実現に向けて取組を強化すべきである。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。目標時期の見直しは、新型コロナウイルス感染症の世界的流行に起因する計画遅延によるものです。民間企業が主導する商業化に向けたプロジェクトの開始を目指して取り組むとの方針は堅持しており、それを実現する最も早期の目標年度を設定させていただきました。従いまして、原案どおりとします。</p>
113	P60 L7-24	<p>海底熱水鉱床について、第3期海洋基本計画では「平成30年代後半以降」を目指すとしていた民間企業が参画する商業化を目指したプロジェクトの開始が、新たな海洋基本計画では「2020年代後半以降」に先延ばしされた点に関して、その背景や新たな目標時期の設定根拠等について説明を行うべきである。</p> <p>また、「資源・食料・エネルギーの安定供給の確保、海洋産業における生産基盤の強靱化等、我が国の自律性の確保・優位性の獲得がより一層求められている。」（7ページ目の9行目から11行目）との情勢認識に基づき、60ページ目の8行目から10行目の記述について、「（前略）国として必要な時に確実に開発・生産できるようにするため、資源量の把握、環境面も含めた技術の確立、その他商用生産の実現に向けた体制の整備等を行う。」と改め、商業化に向けたコミットメントを高めるべきである。</p> <p>同時に、「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」の改定に際しては、計画の遅れを取り戻すための追加的な施策を講じる等、目標時期の前倒しに努めるとともに、可能な限り早期の商業化実現に向けて取組を強化すべきである。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。目標時期に対する御意見については、元号が平成から令和に変わったため、西暦に改めたものです。また、商業化に向けたコミットメントへの御意見については、原案においても「商業化を目標としたプロジェクトの開始を目指し、」と記載があり、原案どおりとします。</p>

No.	該当箇所	ご意見	回答
114	(P. 60) 第2部5 (1)ウ	15～16行目に「循環式スラリー揚鉱システムを中心とした採鉱・揚鉱に関する実証試験を実施する」という記述があるが、循環式スラリー方式に関する実験結果など、技術開発の実際の成果はこれまで公表されておらず、本基本計画の中で特筆すべき技術開発課題とまでは言えないのではないかと懸念されている。揚鉱については、海洋鉱物資源の他の対象（コバルトリッチクラスト、マンガン団塊、レアアース泥）と同様に、他のシステムも含めて前広に取り組むべきである。そこで、「循環式スラリー揚鉱システムを中心とした」を削除し、「可能性のある複数の採鉱・揚鉱システムに関する実証試験を実施する」とすべき。	ご意見ありがとうございます。現在、JOGMECでは循環式スラリー揚鉱システムを中心とした採鉱・揚鉱技術の確立を目指しているところです。ご意見については、原案18ページ22行目の「国産海洋資源開発の産業化にあたっては、オープンイノベーションによる産学の最新技術を随時取り入れつつ、また、他の資源開発の技術も活用できるものは活用する」との記載を考慮しながら、取り組んでまいりますので、原案どおりとします。
115	P60 L27- P61 L10	コバルトリッチクラスト及びマンガン団塊並びにレアアース泥について、重要鉱物が特定重要物資に指定されるなど経済安全保障の観点から早急に安定供給の確保が求められている情勢を踏まえ、商業化の目標時期を明記するとともに、民間企業の参画を促進すべきである。	ご意見ありがとうございます。コバルトリッチクラスト等の開発にあたっては、正確な資源量の把握、生産技術の確立、開発コストの低減等、様々な課題が存在しています。こうした課題の解決に向け、既に民間企業等とも取り組んでいるところですが、引き続き開発・利用の実現に向けて取り組んでまいります。
116	P61 L18	液体空気を用いて温暖化防止することを提案致します。地球温暖化により、海水温は高くなり、空気の運動エネルギーは多くなり、大規模な台風が多発しております。この空気を圧縮して空気の運動エネルギーを熱エネルギーに変えてこれを水で冷却して熱エネルギーを回収します。熱湯の熱エネルギーは空気の圧縮に再度利用します。この圧縮と冷却を繰り返して最後は減圧して液体空気ができます。運動エネルギーの多い気体から液体にするので、本来は簡単にできるはずですが、エネルギーロスがあるので、この分は風力発電のエネルギーを使えばよいと思います。 最初は、戦艦のような頑丈な船を作り、台風の周りで風力発電のエネルギーを利用しながら液体空気を作り、この液体空気海水を冷却しながら台風の周りを動いて、台風の力を弱めます。台風のエネルギーは大きいので、液体空気は船の動力分を差し引いても大幅に余るはずで、この分はタンクに貯蔵します。液体空気が蓄電器の代わりになります。	ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。
117	(P. 61) 第2部5 (2)ア①	40目に「さらに、浮体式洋上風力の導入目標を掲げ」とあるが、これでは、10目の領海内の導入目標「2040年までに、浮体式を含む30～45GWの案件の形成を目指す」にEEZの浮体式の導入目標も含まれ、領海、EEZ、着床式、浮体式すべて合わせて30～45GWと取られてしまいかねない。また、現在公募中の日本の第2ラウンドの実績では、案件形成の次の段階である「一定の準備段階に進んでいる区域」の指定から、実際の運転開始まで8～12年かかっており、2040年に30～45GWの案件形成では、運転開始は実質的に2050年になってしまう。これでは欧米の2030年30～50GWの運転開始の目標から20年も遅れることになる。そこで、EEZの活用によって事業規模を拡大することで導入を加速化することが重要である。産業構造転換は、じり貧感の強いわが国の産業のあり方を変え、国際競争力向上に資する重要な手段であり、EEZにおける浮体式洋上風力発電は、わが国の産業構造転換を促すためにも必須のアイテムである。そこで、20目の最後に「EEZにおいて主体となる浮体式の洋上風力発電の導入目標の設定に取り組む」を挿入すべき。	ご意見ありがとうございます。ご指摘の箇所に加え、P22.3-2(ア)8行目におきまして、「EEZへの拡大を実現するため、浮体式洋上風力発電の導入目標の設定や技術開発を促進する」と記載しており、EEZへの導入拡大を念頭とした浮体式洋上風力発電の導入目標の設定について明記しているため、原案どおりとします。

No.	該当箇所	ご意見	回答
118	P61 L19-22	<p>海洋基本計画（案）における洋上風力の目標設定は「案件形成」でなく「運転開始」に</p> <p>政府において、浮体式洋上風力発電の拡大に向け、目標設定や、排他的経済水域（EEZ）内展開のための法整備などが進められている。米国ローレンス・バークレー国立研究所が3月に公表した日本の電力シナリオでは、2035年に洋上風力4,300万kW（浮体式1,900万kW、着床式2,400万kW）の運転開始が可能であり、電力コストを最小化することができるという結果が示されており、洋上風力の推進は重要である。一方、海洋基本計画（案）では、洋上風力発電について、排他的経済水域（EEZ）への展開を踏まえた拡大が想定されておらず、現行のエネルギー基本計画の目標が据え置かれており、洋上風力の導入加速への各主体のインセンティブを大きく損じる恐れがある。目標（案）は、バークレー研究所のシナリオ分析結果と照らして低い水準である上に、「運転開始」ではなく「案件形成」の目標となっている。洋上風力の案件形成から運転開始までには、約8年～12年の時間を要し、その過程で一部の案件が成立しない可能性もある。現行の目標（案）は、他の主要国の目標と比べて著しく低く、国際競争における日本の導入の遅れをもたらしかねない。大量導入の実現と産業育成に向け、海洋基本計画（案）における目標は、「2030年までに1,000万kW、2040年までに浮体式も含む6,000万kWの運転開始を目指す」とすべきではないか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。既に令和3年10月に政府として閣議決定をいたしました、第6次エネルギー基本計画においても「2030年までに1000万kW、2040年までに3000～4500万kWの案件を形成することを目指す。」としているため、エネルギー政策全体との整合性という観点から原案どおりとします。</p>
119	P61 L21-22	<p>2030年、2040年、2050年のそれぞれの時点におけるEEZ内の浮体式洋上風力発電の案件形成目標を策定していただきたい。</p> <p>参考までに、独自の調査では、水深1000m未満、平均風速9m/s以上、電力系統から130km以内の場合、日本のEEZ内での洋上風力発電は1億7500万kW（175GW）規模を見込めると分析している。本海洋基本計画において、政府がEEZにおける洋上風力発電をさらに推進するという方向性や、計画的な政策の推進とインフラ整備の方針を示したことを支持するとともに、計画実現のためには、大規模な洋上風力発電への投資をタイムリーかつ効率的に確保すること、ならびに体系的な海洋空間計画が非常に重要であることを改めてお伝えしたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。</p>
120	P61 L27	<p>インフラ整備の面では、基地港湾と系統整備の両方が重要であり、特に浮体式構造物の施工・整備に適した基地港湾の整備について今後の対応が必要と考える。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。</p>
121	P61 L29-22 P62 L3	<p>浮体式洋上風力発電について、文意の明確化の観点から、61ページ目の34行目から次項2行目の記述について、「（前略）低コスト化につながる設計・製造・設置・維持管理手法等の確立、及び設置・保守等に用いる作業船の国産化や風車基礎、風車部品サプライヤー支援等の強靱な国内サプライチェーン形成に向けた取組を行う。」と改めるべきである。</p>	<p>ご指摘を踏まえて修正します。</p>
122	P61 L32-33	<p>「さらに、浮体式洋上風力の導入目標を掲げ」とあるが、浮体式洋上風力の導入目標は、日本の自然条件やエネルギー自給率の状況を考えると、世界的にみても大きなインパクトのある目標値となって然るべきであり、魅力ある市場となるよう意欲的な目標値を掲げて頂きたい。また、洋上風力は公募実施時期から設備の稼働開始時期までのリードタイムが長い事業であることを踏まえ、導入目標が国による公募実施年を基準とした目標値なのか、稼働開始年を基準とした目標値なのかを明確にいただきたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。</p>

No.	該当箇所	ご意見	回答
123	P62 L6	EEZ内の洋上風力推進区域の指定については、関係省庁と事業者が連携しながら、戦略的・集中的にEIA（環境影響評価）に取り組むことで、プロセスをより円滑にできると考える。	ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
124	P62 L13	再エネ海域利用法に基づきこれまで公募が行われてきた海域では、先行事業者が漁業者等との調整を行い、海域利用の合意を得てきました。その大半は、再エネ海域利用法が成立する以前から先行事業者が取り組んでいたものです。しかし、その後の再エネ海域利用法の施行により、公募により事業者選定が行われることとなったことから、事業者が積極的に漁業者等との調整を行うインセンティブが大きく低下しています。 今般の海洋基本計画（案）では、現行計画と同様、「調整が円滑に図られるよう情報提供を行う」とされていますが、上記の環境変化を踏まえ、日本版セントラル方式において漁業者等との調整も対象にするなど、政府のより積極的な取組を期待しています。	ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。
125	P62 L13	今後、セクターを超えた連携を促進するためにも、海域の調査・促進区域の指定や、浮体式洋上風力の入札スケジュール計画を策定し、提示していただきたい。	ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。
126	(P. 62) 第2部5(2)ア①	80目に「洋上風力発電事業を目的とした海域利用の調整に当たっては、漁業者等との調整が円滑に図れるよう情報提供を行う」とあるが、「漁業者等との調整」については、漁業団体も、個別調整ではなく、EEZの海洋空間全体の調整を先行すべきとされているように、国からの「情報提供」よりも積極的に、「洋上風力発電事業を目的とした海域利用の調整に当たっては、関連府省の協力のもと、主体的・統合的に漁業との共存のための海洋空間計画の設定、および日本版セントラル方式を通じて漁業者等との円滑な調整を図る」とすべき。さらに、担当府省に内閣府、経済産業省を加えるべきである。	ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。原案どおりとします。
127	P62 L13-14	「洋上風力発電事業を目的とした海域利用の調整に当たっては、漁業者等との調整が円滑に図れるよう情報提供を行う」とあるが、これに加えて、国として海洋空間計画を策定・公表することで、各種海域利用者間での調整がより円滑になるよう取り計らっていただきたい。 また、特にEEZへの洋上風力発電の拡大においては、沖合漁業者との調整・合意形成が必要不可欠である一方で、その手段・プロセスについては現状完全に発電事業者に委ねられており、相当の時間・労力を費やすことになり今後国が掲げる浮体式洋上風力の導入目標達成の阻害要因になりかねない。関係省庁（農林水産省・経済産業省）においては、発電事業者・対象漁業者に対して客観的根拠に基づいた合意形成ガイドラインを作成・明示し、スムーズな合意形成プロセスが図れ浮体式洋上風力の導入が進むよう、情報提供にとどまらずリーダーシップを発揮していただきたい。	ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。

No.	該当箇所	ご意見	回答
128	P62 L15	<p>液体空気で温暖化防止することを提案致します。 軍事費を大幅に増やすそうですが、その一部で、台風の周りを動ける頑丈な船を作ってほしいです。 この船は、緊急時には戦艦にすぐ作り変えられるようなものです。そして、この船の運転は海上自衛官 に行ってほしいです。軍事費を増やしても、この船が地球防衛のために役立ち、自衛官が地球防衛隊員 と思えば、国民も近隣諸国も納得するはずです。 次に、風の強い日本の南西諸島にも液体空気製造場所を作ってタンクに貯蔵してほしい。さらに、ア メリカやオーストラリアなども協力して、南太平洋諸国にも液体空気製造場所を作りたいです。海面 上昇が問題になっている国では大賛成するはずで。そして、このような考えを世界中に広めて、ほと んどの船の動力を液体空気にすれば温暖化はかなり改善されるはずで。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあ たって参考とさせていただきます。</p>
129	P62	<p>「電気運搬船」が「5. 海洋の産業利用の促進」、(2)カーボンニュートラルへの貢献を通じた国際 競争力の強化等」内、62ページ目に記載されている。電気運搬船に限らないが、色々違う分野と技術す べてを開発しては国家競争力は育たない。集中して日本が得意とする分野、それから予想需要が大 きい分野に注力するべきである。洋上風力を含めた海洋エネルギーを効率的に供給先から需要地へ運ぶ ためには大規模な大容量の送電線（HVDC）が不可欠であることは、洋上風力先進国である欧州でもは っきりとしている。それにも拘らず第四期基本計画では「送電網整備の検討」について、22ページ目に 「検討」と記載しているだけで明確な導入目標及び計画が具体化されていない。その状況で電気運搬船 を同じ紙面に記載するという事は重要度が迷走する可能性がある。既に確立された技術である海底送 電線に重きを置かず、まだビジネスモデルだけでなく事業化に適するかも不明な電気運搬船を同列に扱 うことは国の方向性を定めることに繋がらない。</p>	<p>送電網整備については、海洋政策に限定されない形で検討を進めてお ります。今後、海底直流送電も含め、引き続き、外部の委員会にて検 討を進めてまいります。 なお、当該項目における、電気運搬船での効率的な輸送に対する支援 は、一般的なトラックや船舶の輸送の効率化が対象となっている既存 施策であり、送電線の整備とトレードオフの関係にあるものではござ いません。</p>
130	P62 L18- 20	<p>「このため、引き続き領海・内水における洋上風力発電の活用や送電網整備の検討等を継続する（後 略）」(22ページ目の7行目から8行目)との記述と整合を図る観点から、62ページ目の18行目から20行 目の記述について、「洋上風力発電で発電した電気を安定的かつ効率的にエネルギー需要地に届ける観 点から、海底直流送電の導入を見据えた系統連系等の整備、電気を輸送する電気運搬船の普及又は洋上 グリーン水素製造等、その効率的な輸送に向けた支援を検討する。」と改めるべきである。</p>	<p>送電網整備については、海洋政策に限定されない形で検討を進めてお ります。今後、海底直流送電も含め、引き続き、外部の委員会にて検 討を進めてまいりますので、原案どおりとします。</p>

No.	該当箇所	ご意見	回答
131	P62 L22	<p>修正内容： 2のタイトル内の『温度差等』を、『海洋温度差等』に修正</p> <p>修文理由： 温度差のみの表現では理解されない恐れがあり、洋上風力・海流と平仄を合わせることが適当であると考えるため。また、海洋温度差というキーワードで海洋温度差発電や海洋深層水を活用した経済振興モデルの導入を促したいため。</p>	ご指摘を踏まえ修正します。
132	P62 L22	<p>修正内容 温度差を海洋温度差に修文 修文理由 温度差エネルギーには温泉や地中熱の温度差エネルギーもあり明確に区別することが適切である。また、洋上風力、潮流、海流と平仄を合わせることが適当である。</p>	
133	P62 L22	<p>・2潮流・海流・温度差等の海洋エネルギー 修正案 ・2潮流・海流・海洋温度差等の海洋エネルギー 修正理由 その他の温度差発電との区別のため。</p>	
134	P62 L22	<p>「温度差」を「海洋温度差」に修正してもらいたい。 理由：温度差エネルギーには温泉や地中熱の温度差エネルギーもあり明確に区別することが適切である。また、洋上風力、潮流、海流と平仄を合わせることが適当である。</p>	
135	P62 L22	<p>「温度差」を「海洋温度差」に修正してもらいたい。 理由：温度差エネルギーには温泉や地中熱の温度差エネルギーもあり明確に区別することが適切である。また、洋上風力、潮流、海流と平仄を合わせることが適当である。</p>	

No.	該当箇所	ご意見	回答
136	P62 L23	<p>P62, 23行目冒頭に以下の文言を加筆願いたい。</p> <p>○ 「IECの技術基準とりわけ技術の適格性を判断する技術基準（TS6 2 6 0 0 - 4）等の活用により」を冒頭に挿入して頂きたい。</p> <p>（その理由）この技術基準は、技術の成熟度に応じた試験研究による海洋エネルギーの実用化への手順と段階的な試験研究の内容を定めている。欧米では、この手法により、リスクの低減、技術開発の信頼性の向上等を図り、投資案件としての価値を高めている。今後、日本でもこの手法を導入して、実用化レベルの高いプロジェクトの育成が不可欠である。</p>	
137	P62 L23	<p>○ 「IECの技術基準とりわけ技術の適格性を判断する技術基準（TS6 2 6 0 0 - 4）等の活用により」を冒頭に挿入して頂きたい。</p> <p>（その理由）この技術基準は、技術の成熟度に応じた試験研究による海洋エネルギーの実用化への手順と段階的な試験研究の内容を定めている。欧米では、この手法により、リスクの低減、技術開発の信頼性の向上等を図り、投資案件としての価値を高めている。今後、日本でもこの手法を導入して、実用化レベルの高いプロジェクトの育成が不可欠である。</p> <p>特に、日本の海洋エネルギー技術の一部は、国際的にTOPレベルでありながら、実証および実用化に進展していない理由のひとつに、国際的な技術基準等の導入等による大規模なプロジェクト育成が不可欠であると考えられる。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。現時点でどのように技術開発を支援していくかについては検討中であるため、原案どおりとします。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。</p>
138	P62 L23	<p>荒天時も壊れにくく小型で実用化の可能性が比較的高いOWC式波力発電の分野で、二次変換装置（空気タービン）の開発に、大学の協力を受けつつ取組んでいます。波力発電でもコストダウンが課題となっており、技術的には解決可能と思いますが、規制緩和が先行しなければコストダウンに結びつく技術開発も非常に進めづらいと感じます。波力発電のコストの大半の占めるのは波の動きを空気の動きに変える一次変換装置部です。浮体型と沿岸固定型の二種類があり、浮体型のほうが設置海域の選定について汎用的だと考えていますが、たとえば浮体を鉄で作ると5年ごとの塗装が必要になるので強化コンクリート等で作りコストダウンする必要がありますし、係留についても、50年に一度の台風にも対応できる頑丈な係留にすると高コストとなるので、台風接近時に係留を強化するような柔軟な対応が必要と考えます。しかしこれらの方法は、すべての浮体に船舶なみの高い安全性を要求している規制で許可されず、実用化の可能性が低いので、開発に取組もうとする主体も出てきません。また、浮体型装置の設置に漁協の許可が事実上絶対条件になっていることも開発意欲を阻害しています。</p>	<p>浮体式洋上発電施設は、電気工作物を浮体に積載し、社会的、経済的使命を果たすために構造された工作物であり、「船舶」として、船舶安全法に基づき構造・設備要件等が適用されますが、同等の効力を有すると認められるものであることを前提に、新しい素材等を使用することは可能です。国としても、必要に応じ、こうした低コスト化に資する素材等の活用の円滑化に向けた取り組みを進めてまいります。</p>

No.	該当箇所	ご意見	回答
139	P49 L8, P62 L27	<p>修正内容：『括弧書き』で示す文言を追加 ・エネルギーの安定的かつ適切な供給及び環境負荷の低減を図る観点から、離島の自然的特性を生かした再生可能エネルギーの『技術開発』及び利用を促進する。（環境省） ・離島における海洋深層水等の地域資源を活用した産業の振興を通じて、海洋産業『および地域産業』の振興を図るとともに、『海洋温度差発電などの』再生可能エネルギーの利用の促進を図る。（内閣府、経済産業省、環境省）</p> <p>修正理由：以下の通り 近年、欧米では海洋再生エネルギー分野への補助金交付が増えており、大型の実証実験～商用化に至るプロジェクトが立ち上がっている。競争力の観点から、日本でも同様の施策が必要と考えているため。海洋温度差発電は、海洋再生エネルギー分野の中で唯一、日本が技術面で世界をリードしている分野であり、近い将来商用化に進むことが期待されている。また、沖縄県久米島では海洋深層水を活用した経済モデルが地域経済を牽引しており、世界的に注目されている。世界初となる“海洋深層水+海洋温度差発電”の取り組みを明記し、今後の発展を後押ししていただきたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。海洋エネルギーについては5.（2）ア②において記載しており、ご指摘の事項においては、既存の再エネ技術を含めた利用の促進について記載していることから、原案どおりとさせていただきます。ご指摘の趣旨も踏まえながら、実際の政策の実施に努めてまいります。</p>
140	P62 L27	<p>加筆 原文に[]を追加加筆する ○離島における海洋深層水等の地域資源を活用した[海洋温度差発電、冷熱利用等の]産業の振興を通じて、海洋産業の振興を図るとともに、再生可能エネルギーの利用の促進を図る。（内閣府、経済産業省、環境省）</p> <p>加筆理由 海洋温度差発電の実証試験の運営母体に海洋温度差発電事業への参加を企図する事業者が参画し事業化に向けての準備を進めていること、および地元自治体策定の総合計画に海洋温度差発電の導入促進を位置付けていることや海洋深層水利用による環境負荷低減に資する冷熱利用が各地で軌道に乗っていることを考慮し文言を加筆する。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。海洋エネルギーについては5.（2）ア②において記載しており、ご指摘の事項においては、既存の再エネ技術を含めた利用の促進について記載していることから、原案どおりとします。</p>
141	P62 L27	<p>・離島における海洋深層水等の地域資源を活用した産業の振興を通じて、海洋産業の振興を図るとともに、再生可能エネルギーの利用の促進を図る。（内閣府、経済産業省、環境省）</p> <p>修正案 ・離島における海洋深層水等の地域資源を活用した海洋温度差発電、発電後海水利用産業の振興を通じて、海洋産業の振興を図るとともに、海洋温度差発電等の再生可能エネルギーの利用の促進を図る。（内閣府、経済産業省、環境省）</p> <p>修正理由 久米島町は海洋深層水取水増への取組を行っており、海洋温度差発電による安定電源の確保、発電後海水の水産養殖、冷熱利用農業、水等の製造業の創出は沖縄県および地域の今後の国土保全に寄与するため「海洋温度差発電」等の具体的文言を追加頂きたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。</p>

No.	該当箇所	ご意見	回答
142	P62 L27	<p>「離島における海洋深層水等の地域資源を活用した産業の振興を通じて、海洋産業の振興を図るとともに、再生可能エネルギーの利用の促進を図る。（内閣府、経済産業省、環境省）」を「離島における海洋深層水等の地域資源を活用した海洋温度差発電、冷熱利用等の産業の振興を通じて、海洋産業の振興を図るとともに、再生可能エネルギーの利用の促進を図る。（内閣府、経済産業省、環境省）」に修正してもらいたい。</p> <p>理由：海洋温度差発電の実証試験の運営母体に海洋温度差発電事業への参加を企図する事業者が参画し事業化に向けての準備を進めていること、および地元自治体策定の総合計画に海洋温度差発電の導入促進を位置付けていることや海洋深層水利用による冷熱利用が各地で軌道に乗っていることを考慮し文言を加筆することが適当である。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。海洋エネルギーについては5.（2）ア②において記載しており、ご指摘の事項においては、既存の再エネ技術を含めた利用の促進について記載していることから、原案どおりとします。</p>
143	P62 L27	<p>「離島における海洋深層水等の地域資源を活用した産業の振興を通じて、海洋産業の振興を図るとともに、再生可能エネルギーの利用の促進を図る。（内閣府、経済産業省、環境省）」を「離島における海洋深層水等の地域資源を活用した海洋温度差発電、冷熱利用等の産業の振興を通じて、海洋産業の振興を図るとともに、再生可能エネルギーの利用の促進を図る。（内閣府、経済産業省、環境省）」に修正してもらいたい。</p> <p>理由：海洋温度差発電の実証試験の運営母体に海洋温度差発電事業への参加を企図する事業者が参画し事業化に向けての準備を進めていること、および地元自治体策定の総合計画に海洋温度差発電の導入促進を位置付けていることや海洋深層水利用による冷熱利用が各地で軌道に乗っていることを考慮し文言を加筆することが適当である。</p> <p>特に、海洋温度差発電の技術力は、日本が世界トップレベルであること、また、この日本の海洋温度差発電を核として海洋深層水を利用する持続可能な島嶼地域の社会モデルが、国連をはじめ国際的に注目されている点を総合的に鑑み、明確で、かつ 具体的に示した方が、適切である。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。海洋エネルギーについては5.（2）ア②において記載しており、ご指摘の事項においては、既存の再エネ技術を含めた利用の促進について記載していることから、原案どおりとします。</p>
144	P62 L31	<p>液体空気を用いた温暖化防止対策を提案致します。</p> <p>行き過ぎたグローバル化のため、日本の製造業は外国に移り、技術も流出してしまいました。造船業もその一つではありませんか。</p> <p>国が主導して、日本の研究機関と企業の力を結集したプロジェクトチームを作って、エネルギーロスの少ない液体製造方法を確立してほしい。さらに、液体空気で動く船の開発には、造船屋に加えて自動車屋も参加してほしいです。今まで二酸化炭素排出に大きく寄与してきた責任とハイブリットカーのような省エネ技術を入れるためです。</p> <p>このような新しい発想で日本が先頭になって世界中の船を液体空気で動かせるようになれば、日本は製造大国に戻れるはずです。日本の信用は高まり、世界からお金が集まり、緊急事態の時は他の民主国家が助けてくれるはずです。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。</p>
145	P63 L10-12	<p>IMOにおける日本他提案により、2026年のSOLAS条約改正に際してVDESがAISと同等の扱いになることが想定されます。船舶のDX化の推進に向け、VDESの活用の取組推進を追記していただきたいです。</p> <p>船舶のDX化の推進に向け、サイバーセキュリティ等の自動運航船の設計、運航等において留意すべき事項をとりまとめた「自動運航船に関する安全ガイドライン」も踏まえた、自動運航船の実現に向けた取組を強力に推進する。IMOにおける海上人命安全条約（SOLAS条約）改正に伴い普及することが予想される次世代のAIS（VDES：VHFデータ交換システム）を利用した、船舶運航の効率化、生産性向上に向けたインフラ整備を含む取組を民間活力も併せて活用して推進する。（国土交通省）</p>	<p>ご意見ありがとうございます。2026年の条約改正ではありませんが、IMOにおいてVDESを位置づけるためのSOLAS条約改正案が審議されているところです。</p> <p>ご意見については、関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます、原案どおりとします。</p>

No.	該当箇所	ご意見	回答
146	P63 L12 の後に追記	船舶のDX化を推進するためには、併せて港湾側の対応も必要です。港湾の生産性を向上するため、港湾サービスのデジタル化、インフラ整備の取組を追記していただきたいです。 船舶のDX化に対応して我が国の港湾の生産性を向上させるため、船舶寄港時の各種港湾サービスのデジタル化、そのためのVDES陸上インフラ等の整備を推進する。(国土交通省、総務省)	ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます、原案どおりとします。
147	P64 L17-19	海洋資源開発や安全保障分野などで利用拡大が見込まれるAUVについて、国産化を目指すことを明確にする観点から、64ページ目の18行目から19行目の記述について、「(前略)AUV戦略等の技術開発から国産化による社会実装に至るまでの戦略的なビジョンを策定し、その着実な実行を図る。」と改めるべきである。	ご意見を踏まえ、「AUV戦略等の技術開発から国産化による社会実装に至るまでの戦略的なビジョンを策定し、その着実な実行を図る。」と修正します。
148	(P. 64) 5(2)イ	130目に「海洋産業に係るGDPの現状把握及び産業構造の転換を見据えた将来推計も勘案しながら、AUV戦略等の技術開発から社会実装に至るまでの戦略的なビジョンを策定し」とあるが、AUV本体の国産化をどこかに入れるべきであり、また「戦略」は重なるので削除して、「海洋産業に係るGDPの現状把握及び産業構造の転換を見据えた将来推計も勘案しながら、我が国の安全保障上重要なAUV等の国産化等、技術開発から社会実装に至るまでの戦略的なビジョンを策定し」とすべき。	下記のとおりに脚注に追記します。 ※「マリン産業」 海洋産業の中でもプレジャーボートなどを利用したマリンレジャーに関連する産業。(例えば、プレジャーボートの製造・販売・整備、保管・レンタル等に関するサービス業が該当する。)
149	P65 L17	「マリン産業の市場を拡大していくため」とありますが、「マリン産業」の定義、説明を脚注にでも記していただきたい。 というのは、「海洋産業」なる語は37ヶ所も出てくるのに対して、「マリン産業」という語はこのp.65、17行目の1ヶ所にしか出てこないため、説明不足であってどういう産業のことを意味しているのかが分かりにくいからです。 また、海洋産業との相互関係を理解しやすいようにするためにも定義、説明が必要と考えます。本文に加筆するのが望ましいでしょうが、それでは据わりが悪いようにも思えるので、脚注でもと考えるものです。	下記のとおりに脚注に追記します。 ※「マリン産業」 海洋産業の中でもプレジャーボートなどを利用したマリンレジャーに関連する産業。(例えば、プレジャーボートの製造・販売・整備、保管・レンタル等に関するサービス業が該当する。)
150	P68 L26	イ 水産業の成長産業化の5つ目の○パラ「漁船等における居住環境の改善のため、高速インターネットや・・・新サービス等の効率的な普及に向けた取り組みを進める。(総務省、農林水産省、国土交通省)」の文中「新サービス等」の前に「衛星VDES利用等による」を例示として追記して欲しい。	ご意見ありがとうございます。VDESの活用可否は今後の検討課題であると認識していますので、原案どおりとします。
151	P27 L9, P69 L20	養殖業の振興には賛同いたしますが、養殖業に伴うリスク(海洋汚染、野生個体への病気の伝播、養殖個体の逃避による生態的影響や遺伝的汚染)の対策を合わせて促進していく必要があると思います。これらのリスクは、生物多様性への影響だけではなく、漁業生産自体に影響を及ぼす可能性があり、養殖業の振興にあたってはこれらのリスク対策を十分に講じた計画が必要であると思います。	ご指摘のとおり、養殖業に伴う様々なリスク対策が重要であることから、海洋基本計画の基礎とした水産基本計画(令和4年3月)において必要な対策が講じられていると承知しております。

No.	該当箇所	ご意見	回答
第2部 6. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進			
152	第2部各章	人工衛星に搭載された各種センサは現在の海洋観測には必要不可欠なものである。しかしながら、第1部に総論的な記載はあるものの、第2部の「政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」には、「7. 北極政策の推進」を除いて、具体的な記載がほとんど見られない。現在、我が国が運用している可視・赤外放射計、マイクロ波放射計、合成開口レーダなどによる海洋観測体制の維持・発展について、より具体的な言及が必要であると考えます。	海洋の調査・観測においては宇宙技術も含めた多様な技術を活用するところ、ご意見の趣旨は含まれているものと思いますが、ご意見を踏まえつつ具体的な施策の推進に努めてまいります。
153	全般（インド太平洋に関して）	「インド太平洋」については、主に、国家セキュリティや法の秩序の観点からの記載が多いですが、海洋科学の推進にとっても重要な海域です。科学の推進の観点からの追記があつてよく、特に、UNESCO憲章前文においては、科学を平和利用としても利用できる旨が書かれていて、例えば、法の秩序の維持を主張するのはよいですが、同時に、当該海域での科学的協力を通じた国際協力や連携の推進と、その波及効果としての相互理解も外交としては一方で重要と思えます。こういう観点も含めて記載できると、近隣の国も、日本の考えの奥深さを理解してもらえるように思います。	ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。
154	6(1), 9(2)	地球温暖化など、長いデータの蓄積があるからこそその科学的知見は多い。また、それらの多くは、当初考えもしなかった知見である。重要変数の長期モニタリングの維持が必要不可欠である。 海を科学的に理解してもらうためには、断片的な知識の伝授だけでなく、教科との有機的な関連を示す必要がある。	前段（長期モニタリングの維持）については、 p. 28 「海洋観測網の維持・強化、省人化・無人化も含めた技術開発の推進や宇宙技術の活用、国際的な連携体制の構築等の主導等を引き続き進めていく。特に、より高効率・高精度・持続的なデータ取得を実現するための現場観測システムの機能強化は重要である。」 p. 70 「○ 海洋のモニタリングについては、リアルタイム性のみならず、長期的な観測を積み重ねるとともに、衛星、観測ブイ等を用いた高度な観測技術を最大限活用し海洋を総合的に観測することが重要であり、海洋観測を行う海洋調査船等の適切な運航、効率的な観測に資する自動化技術の向上等に取り組む。（文部科学省、国土交通省）」 といった形で記載しており、その重要性を意識したうえで施策に取り組んでまいります。 後段（海の科学的理解）については、関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。

No.	該当箇所	ご意見	回答
155	P70 L5	<p>「海域の総合的管理」とは「沿岸の総合的管理」とは別として扱われる意図があるのかもしれませんが、内容を読む限りは「沿岸の総合的管理」に含まれるべきものだと考えられます。MDAの一環として陸域も含めた沿岸域から沖合の調査、DX、そのデジタル情報管理を前提とし、海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発が推進される必要があるでしょう。したがって、17行目に「国連海洋科学の10年」へコミットすることを前置きされる項がありますが、そこについても「深海域まで」の前に「沿岸から」と追記していただくほうが適切だと思われます。</p>	<p>当該箇所では、沿岸に限らず、「我が国の海域」全体における海洋調査を推進することを記載しておりますところ、「沿岸」も含んでおります。</p>
156	6(2) 他	<p>海洋の状況を把握するには衛星データが欠かせず、様々の応用が開始されている。まだ研究段階であるものも多いため、省庁レベルで実施状況を記載することは困難なのかもしれないが、特に6(2)には、文科省やJAXAが進めている衛星の開発、そのデータ利用の試みについてほとんど触れられていないことには違和感を覚える(7には少しあるが)。少なくともGCOM-W, GCOM-CIに関しては触れるべきである。例えば、気候変動による植物プランクトンや基礎生産の変動、軽石や流れ藻、赤潮の監視など実用に近い研究が行われており、また多くの県の水産試験場でデータ利用が始まっている。</p> <p>一方、海洋環境保全(特に衛星データを利用した活動)に関しては、UNEPのNOWPAP(北西太平洋行動計画、国内での実施機関は環日本海環境協力センター)で多くの先進的な取り組みが行われており、ぜひ触れるべきである。例えば、衛星データによる全球の富栄養化モニタリングや藻場の把握などがあり、国際協力が行われている。</p>	<p>ご意見を踏まえて、P72 6(2)ア①2つ目の○の「観測・監視等を行い、」の前に「人工衛星や海洋調査船、フロート等を用いた」を追記します。</p>
157	例 P72 L21	<p>海洋分野における・海中CO2回収、中層水や深層水の汲み上げによる海水面の冷却等、2050年カーボンニュートラルの実現に資する革新的技術の研究開発を推進する。 ⇒「中層水や深層水の汲み上げによる海水面の冷却等」を入れることで、藻場の育成や温暖化に抑制にもつながるものと考えられるため。</p>	<p>ここで明示されていない研究を含め、革新的技術に関する基礎研究が重要であると認識しており、原案どおりとします。</p>
158	P72 L23-25	<p>深海生態系は元来植物プランクトン由来の有機物に支えられており、その量の多寡によって有機物分解量、生物量、生物活性、などが大きな影響を受ける。ブルーカーボンとして固定された大型藻類が深海に運ばれば深層水循環の時間スケールで隔離されるのは確かだが、大型藻類の堆積は直下の堆積物の負酸素化を促進し、深海生態系に影響が出るのは避けられない。ブルーカーボンの深海への輸送を検討する際には、深海生態系への影響評価を確実に行っていくべきである。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。</p>

No.	該当箇所	ご意見	回答
159	P72 L13-16	<p>これまで防衛省が実施していた艦艇による海洋観測データが海洋関係4官庁で共有されていたが、その提供が中止されようとしていると聞いています。有時には、自国で気象・海洋観測データの収集が必要不可欠であり、平時から海洋観測データのモニタリング体制を維持すべきと思います。また、水産庁事業として実施されてきた地方自治体のモニタリング体制も弱体化が著しいです。具体的にはモニタリング実施機関に文部科学省、国土交通省に加え、これまでも貢献してきた農林水産省と防衛省を加えるべきだと思います。</p>	<p>ご意見の「海洋関係4官庁」の意味するところが明らかではございませんが、海上保安庁と防衛省の間で海洋調査データの相互提供を行っております。また、ご意見の「提供が中止されようとしている」といった事実関係は把握しておりません。</p>
160	P72 L21-25	<p>CCS、ブルーカーボンとも革新的技術開発だけでなく、生態系や環境への影響評価もセットで進めるべき事項です。「革新的技術およびその海洋生態系などへの影響評価技術の研究開発を推進する」と修正すべきかと思えます。</p>	<p>生態系や環境への影響評価については、「CCSについては、事業者が実施する環境影響評価や監視の結果の妥当性を適正に判断するため、日本近海における生態系並びに海水及び底質の化学的的特性の調査を活用するとともに、適切な事業実施に向けた監視技術の適用方策について検討する。」(P55)や「環境影響評価に資する生物化学的データの観測を強化するため、観測機器の整備やセンサーの開発に取り組むとともに、環境影響の評価のあり方に関する検討及びその成果を踏まえ、関係機関との協力の下で国際ルールの形成に貢献する。」(P55)と記載しており、革新的技術開発と併せて取組を推進してまいります。</p>
161	P73 ③海洋生態系に関する研究開発	<p>ここで示された研究開発、情報の充実を図るためには前後でも書かれている長期の環境モニタリングによる生物の生息状況の把握が不可欠です。例えば、自身が名古屋大学との共同研究で、アメフラシが保有する新たな生物毒について報告されました (https://chemistry-europe.onlinelibrary.wiley.com/doi/full/10.1002/ejoc.202300084)。この毒は大腸癌細胞を特異的に抑制する効果があることも明らかになっていますが、この生物毒を保有しているアメフラシの生息環境は限定的です。この生息場所の存在に気がつくことができたのは、自身が絶滅危惧種の調査などといった地域のモニタリングを実施していることが大きく関わります。現地調査や、博物館や個人の蔵などに収蔵されている過去の資料の調査、標本の整理や保管、保存を行っている専門家らの情報を間接的に得るためには、それらが記されたレッドデータブックの存在は欠かせません。レッドリストだけでなく、絶滅危惧種の生息状況などを把握できる貴重な資料の適切な活用についても、ここで触れていただくことをご検討ください。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。関係府省と共有し、絶滅危惧種の生息場所の保全を進めていく上で参考とさせていただきます。</p>

No.	該当箇所	ご意見	回答
162	P74 L20	意見：「5 経済安全保障に資する研究開発」の項の担当省庁に、総務省（電波関係）、国土交通省（利用省庁）が記載漏れと思われるので追加し、下記文章へ修正をご検討下さい。 =>協議会の枠組みを活用した伴走支援等を行う。 (内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省)	ご意見ありがとうございます。ここでは、協議会の運営に主として関わる府省庁を担当省庁として記載しており、総務省や国土交通省など他の関係省庁も協議会には参加しますので、原案どおりとします。
163	P74 L21	「AUVの社会実装を推進するために構築される産官学の枠組みを構築する」との記載がありますが、海洋産業振興と国産技術等の海外展開も見据え、産学官の英知を集めオールジャパンで検討を進めようとする本取組に賛同いたします。 弊社も水中音響技術を保有しており、その枠組みに是非参画し貢献したいと考えています。	ご意見ありがとうございます。多くの関係者がAUVの社会実装に関与いただくことを期待しております。
164	P74 L32	「重厚な知の蓄積」が形成されたとしても、博物館や水族館等の社会教育施設の現状として收藏されている標本類などの適切な保管、修繕、ホルマリンやアルコール等の交換、整理や受け入れ作業が滞り、受け入れされないまま資料が廃棄される現状では、適切な管理がなされないことが想定されてしまう点へも真摯に目を向けていただく必要があると思われます。「蓄積」だけでなく「（博物館等での）保存・保管能力の強化」についても追記していただくことをご検討ください。	ご意見ありがとうございます。P76に施設・設備等の性能を十分に発揮できるようする旨が記載されておりますが、いただいたご意見については関係省庁と情報共有していきます。
165	P75 L3-6	海洋研究者と市民の橋渡し役として地域の社会教育施設、大学の有効かつ適切な活用についても触れていただくことをご検討ください。「海洋研究者」のなかには、市民と対話することが得意な社会科学の専門家も含まれると思われませんが、学芸員の存在も貴重であり、彼らが在籍する博物館や水族館等の社会教育施設も欠かせないものです。	ご意見ありがとうございます。当該部分で特に記載していませんが、P89に記載されている地域における産学官連携のネットワークを通じた取組のなかで実施していくことなど今後の施策推進の参考といたします。
166	P75 L22-23	「海の次世代モビリティ（自律型無人艇（ASV）、AUV、ROV等の社会実装を推進するとともに」、とあるのは、「海の次世代モビリティ（ASV、AUV、ROV等の無人機並びに無人渡し舟や洋上レストランなどの自律型洋上移動体等）の社会実装を推進するとともに」、とするのが好ましいのではないかと（理由）原文では、次世代海洋モビリティがAUV等の水中無人機だけであるかの如くに読まれてしまいかねず、実情およびモビリティの本来の趣旨を反映していないのではないかと考えるので、表現を上記のように工夫するのが良いと考えます。 実際、去る3月20日に開催された国交省主催の海の次世代モビリティに関するセミナーにおいては、AUV等水中ロボットの性能・機能アップの発表だけでなく、自律型の無人渡し舟の実用化や浮かぶレストランも発表されており、文字通り、モビリティ＝移動体としての社会実装が進化、発展してきているので。	ご意見ありがとうございます。ご指摘いただいた機器についても、ASV、AUV、ROV等の中に含まれております。

No.	該当箇所	ご意見	回答
167	P56 L11	<p>「データベース」についてはレッドデータブックや、そこに掲載されている絶滅危惧種の情報を含めた管理が不可欠ですが、うがった見方をすれば水深や底質の情報、海図がなくても海洋生物学者が生物の生息情報を見れば、その場所の環境がある程度は推測可能です。沖合から上陸しやすいような場所、荒天時に避難できそうな入江、砲撃すれば崩れやすいような場所などの選定ができるという意味でもあります。自分自身、第4期海洋基本計画に向けた政策提言の場で、防衛の専門家から質問されて気がついたことではありますが、保全に関わる情報が安全保障を脅かす情報にもなり得る点を鑑みても、沿岸の総合的管理とMDAは一貫性をもって取り扱われるべきものであると考えられます。米国はそういった情報の取り扱いをしたうえで、情報公開できている理由については、海軍力の差だろうともご教示いただきましたが、本計画へいかに組み込むべきかという点につきましては門外漢ですので、他の専門家の方からのご意見を伺うことができれば幸いです。</p>	<p>いただいたご意見は関係省庁と共有し、専門家のご意見も随時お聞きしつつ、MDAの取組を進めてまいります。</p>
168	P76 L19-22	<p>p56 11行目へのパブコメにも関連しますが、オープンサイエンスが国の安全保障を脅かす情報にもなり得る点をふまえて、文部科学省だけでなく適切に防衛省やデジタル庁など含めた関係省庁にて対策が講じられることをご検討ください。</p>	
<p>第2部 7. 北極政策の推進</p>			
169	P77 L3	<p>8ページ16行目「(5)北極政策の推進」においては「急激な海水の減少に伴う北極海航路の利活用や資源開発等の可能性に対し、北極圏国のみならず非北極圏国でも関心が高まっている。」(26行目)と述べられているが、77ページの具体的な施策では資源開発に触れられておらず、78ページ21行目で水産資源の利用に触れているのみである。このため、持続可能な海洋の構築(16ページ18行目)、特にエネルギーの安全保障の観点から不十分であると感じる。18ページ5行目で「エネルギー・鉱物資源は、国民生活や経済活動を支える基盤であり、いかなる状況にあっても、安定供給の確保が不可欠である。」と書いてあることに賛成で、ロシア・ウクライナ情勢の下でも、いやむしろこのような情勢だからこそ、エネルギー資源の安定供給確保のため、北極の海洋資源開発の可能性を閉ざしてはならないと考える。77ページの北極域研究の取り組みに、資源開発に資する研究体制の強化を取り入れるべきではないか。</p>	<p>いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。P30(4)第3段落に記載のとおり、ロシアによるウクライナ侵略の影響で、北極を取り巻く情勢は資源開発を含め先行きが不透明であり、まずは、関係国との情報交換を進めてまいります。</p>

No.	該当箇所	ご意見	回答
170	P79 7(3) ア 北極海 航路の利 活用	<p>ロシアのウクライナ侵攻による北極海航路の国際利用が縮退するなか、北極海の航路利用には、北極海航路だけでなく、北西航路ならびに極点航路についても関心を払う必要がある。近い将来、北極海の水氷勢力は現在よりも大幅に減退した状態になる可能性がほぼ確実である。これによって、すでに北西航路の観光・産業利用が拡大する傾向を見せている。またロシアやカナダの経済水域を通らない極点航路の航行が、物理的には可能になり、北極海をめぐる地政学的関係にも影響が出ることが必至である。また、ロシアの砕氷船や規則によらずに、北極海航路の沖を商業運航する可能性も検討され始めている。このように我が国にとっての北極海は、ロシア側の北極海航路だけでなく、北極航路全体として、その利用可能性やシーレーン確保などを考えることが不可欠となっている。ロシア以外の北極関係国においても、今日では、北極海航路によらない北極海の利用が議論の対象となっている。</p> <p>こうした現状から、北極の持続的利用においては、北極海航路ではなく、『北極航路』全般を対象として、我が国の技術開発、政策、産業・経済活動を考えるべきである。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
171	P79 L17	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第3期の当該項目の記述に対して航行支援システム等の技術開発の継続が外れており、取り組み意欲が後退している。これは昨今のロシア情勢を受けたものであろうが、北東航路しか見ていないと思われる。北西航路の航行実績も延びており、加えて、今後、耐氷商船を多く所有している欧州船主が、北東航路から北西航路に自社フリートを転換投入する可能性が高い。 2. 日本の造船会社がカナダ船社に対して北西航路向けの砕氷商船、耐氷商船を複数建造しており、高評価を得ている。 3. クルージングには風光明媚な北西航路側の方が、需要が高い。COVID-19のために航海が落ち込んでいたが、今後速やかに回復し、更に延びていくであろう。 4. 北東航路に関して現在起きているのは国際情勢による落ち込みであり、突然旧に復する可能性もある。第4期で技術開発を中断してしまえばそれに対応できず、我が国の国際競争力を致命的に損なうことになる。 	<p>ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
172	P79 L18	<p>ロシアによるウクライナ侵攻の影響で、ロシア北極海を通航する「北極海航路」の利活用に関する今後の情勢は不透明である。しかしながらカナダ北極海を通る「北西航路」を含む、より広義の「北極航路」は、冗長性確保の観点から将来の我が国の経済安全保障にとって重要である。従って中長期的な視点で持続可能な利活用を図るための研究開発を推進する必要がある。またこれらは第4期期間中に就役する我が国初の北極域研究船の運航支援にもつながるものである。従って以下の修文を提案する。</p> <p>「北極航路の利活用 北極域及び北極航路に関する情報収集を行うとともに、北極域研究船への適用も念頭に海水分布予測システムや気象予測システム等の航行支援システム構築や必要なインフラ整備の検討等を行う。国際情勢等も踏まえつつ、産学官協議会における情報共有をはじめ、産学官の連携を推進する。」</p>	<p>ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます、原案どおりとします。</p>

No.	該当箇所	ご意見	回答
第2部 8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進			
173	P82 L15	同ページ上から6つ目の○パラ中「次世代AISであるVHFデータ交換システム（VDES）の国際標準化に向け、・・・・」の文中、「VDES」の後ろに「及び衛星VDES」をカッコの中に追記して欲しい。	ご意見ありがとうございます。IMO及びIALAにおいては、衛星VDESも含めVDESに関し広く議論されているため、原案どおりとします。
174	P83ほか全体	我が国と地理・歴史的に関係が深い「太平洋」については、もっぱら安全保障の視点から「自由で開かれたインド太平洋」という文脈ででてくることが多い。国連海洋報条約で広大な排他的経済水域を有することになり、気候変動に対してもっとも脆弱であることから国際政治のアクターとなった太平洋小島嶼国に、現在中国の進出が進んでいる。太平洋小島嶼国に対して、海面上昇による水没や津波・火山など同じ課題をもつ同胞として、より具体的な連携策を記述するべきである。	ご意見ありがとうございます。いただいたご意見の趣旨は含まれているものと思いますが、いずれにしても、ご指摘の趣旨も踏まえながら、実際の政策の実施に努めて参ります。
第2部 9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進			
175	P85	現役世代およびそこに直結する高等教育の学生などへのアプローチとして「（1）」が、次世代を育てる海洋教育が「（2）」として、その他一般の国民に対するの海洋リテラシー充実が「（3）」に位置付けられていると理解いたします。その上で、p87の「力 海洋科学技術に関する人材育成」の21行目では「初等中等教育」にまで言及すると、この整理が混乱されてしまいます。海洋に関わる各分野に魅力や楽しさを感じてもらえるかどうかという点については、すでに大人になっている人材に対しては労働環境やキャリア形成などのインセンティブに言及し（背に腹は変えられない、食べていかなければならない現状もある）、教育と混同すべきではないでしょう。中長期的な視点から次世代を育成すること、どのような分野でも海に関わることができること、そこに海洋への親しみを提供することはすべて海洋教育の分野と言えるため、各分野や項目に散りばめられた「魅力」という表現の意味や、そのために必要な施策についてはp10へのパブコメでも書かせていただきましたが、いくつか労働者や子どもたちの立場への理解に基づいた整理が望まれるように感じられました。	次世代を育てる海洋教育が「（2）」として、その他一般の国民に対するの海洋リテラシー充実が「（3）」に位置付けられているという点は、ご指摘のとおりです。その上で、次世代の海洋科学技術に携わる研究者等の育成に向けた取組は、海洋や水産に関する教育を行う高等学校など（初等中等教育）でも行われています。そのため、現行の記載としております。
176	(P85) 第2部9(1)ア	40目に「実践力強化のために産学連携を推進し」とあるが、単なる「産学連携」ではありきたりで、イノベーションを予感させる進展感がない。「産学連携」の新しいあり方として「共創」という言葉を使って、「実践力強化のために産学共創を推進し」とすべき。	ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただき、原案どおりとします。

No.	該当箇所	ご意見	回答
177	P85 L10	<p>海洋開発の基盤となる人材育成を目指すうえで、海洋に関する大学に限らず、基礎研究・技術開発を実施する環境が整っている一方現段階では海洋に関する研究を積極的に行っていない大学においても、他大学・産業界と連携することで少しずつ海洋分野に関わる取り組みを進めていくことが重要であると考えます。例えば、東京工業大学が進める超スマート社会卓越教育院は、今後の社会のスマート化を担う分野横断的な知見を持った人材の育成を目指すとても有効なプラットフォームである一方、海洋分野に対する取り組みは現状豊富であるとは言えません。この中で海洋に関する教育研究フィールドの構築を進めることができれば、人材加入の促進にもつながるかもしれません。</p> <p>追記例：... 海洋に関する大学あるいは高い技術力を有する一方海洋に関する取り組みがまだ限られている大学など各機関が有する特色を踏まえ...</p>	<p>ご意見ありがとうございます。ご提案いただいた修正案につきましては、「高い技術力を有する一方海洋に関する取り組みがまだ限られている大学」は、「海洋に関する大学等」(P85)の「等」に含まれているため、記載は原案のままいたします。海洋に関する専門人材の育成については、海洋に携わっている皆様のご尽力により支えられています。いただいたご意見については、その通りだと思いますので、ぜひ様々な連携により、人材育成を進めていただければ幸いです。</p>
178	P86 L11	<p>「若年船員を計画的に確保するため、女性船員の活躍促進に向け取り組むとともに、」は、若年船員と女性船員の両者の育成・確保への取り組みなのでしょうか。そうであれば、「若年船員および女性船員の育成と計画的確保に取り組むとともに、」となります。あるいは「若年船員を計画的に確保すること、女性船員の活躍を促進することに取組むとともに、」との意味にも捉えられます。明確な文章への対応をご検討いただきたいと思えます。</p>	<p>ご意見を踏まえて以下のとおり修正いたします。 (修正文) 若年船員の計画的な確保及び女性船員の活躍促進に向け取り組むとともに、退職海上自衛官等が船員として就業するための環境整備を引き続き行う。(国土交通省、防衛省)</p>
179	P87 (3) L1	<p>草の根運動の浸透：世界の海底地形図の高精度化Seabed2030に向けた動きが各国である中、我が国では、草の根運動が全く進行していない。海外では沿岸域・浅海域の海底地形調査には、民間船、観光業界、漁業組合等の協力を得、ロガーを貸与、積極的なデータ取得を展開している。我が国では、そのような活動が認知されておらず、民間の協力はおろか、国研の協力も低い状態。キャンペーン活動を展開し、広く協力を求めていくべき。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。</p>
180	P87 L20	<p>国連海洋科学の10年の枠組みの中で、海洋若手専門家 (ECOP: Early Career Ocean Professionals) のネットワーク拡大に向けた取り組みが日本を含む世界各国で行われています。分野・セクターの垣根を超えた海洋若手専門家 (研究者に限らない) の「横方向の」ネットワーク拡大・連携促進を行うことは、若手人材の減少という状況に対応する上で、専門人材の育成という「縦方向の」軸に加えて重要な要素であると考えます。ECOPという文言を必ずしも入れる必要はないかもしれません。</p> <p>追記例：... 人材の質と層を向上させる。国連海洋科学の10年における取組も踏まえ、海洋若手専門家 (ECOP: Early Ocean Career Professionals) の分野・セクターを超えたネットワーク拡大や連携を促進する。</p> <p>参考：https://www.ecopdecade.org/japan/</p>	<p>ご意見ありがとうございます。いただいた修正意見については、ネットワーク構築の促進に関する記載があることから (P33)、原案のままさせていただきます。海洋に関する専門人材の育成については、海洋に携わっている皆様のご尽力により支えられています。是非、若手の専門家の育成及びネットワーク作りについて、ご尽力いただければ幸いです。</p>
181	P87 L27	<p>「海洋分野の特性に鑑み、調査船内における個別スペースの確保をはじめ女性が生活しやすい環境に配慮するなど、海洋関係の国立研究開発法人で女性研究者の活躍を推進する。」は具体的に女性が活躍できる環境整備を目指しており、期待するところです。その上で、女性活躍の推進には、リーダーシップの発揮も重要になります。そこで上記本文に次の挿入、「(前略) 環境に配慮するなどとともに、女性の航海主席を増やし、(後略)。」を提案します。</p>	<p>多様な人材を惹きつけるための十分な処遇やキャリアパスなどについては、様々な企業や組織に共通する視点であるため、第1部P33にまとめて記載しています。</p>

No.	該当箇所	ご意見	回答
182	P9, P33, P87	<p>1 (7) 「令和2年度からは小学校で、令和3年度からは中学校で、海洋に関する内容の充実が図られた授業がそれぞれ開始された。さらに、平成30年3月に公示された高等学校学習指導要領に基づき、高等学校でも令和4年度から順次授業が開始された。」(p9) .</p> <p>3-3 (6) (4) イ 「小学校、中学校、高校の学習指導要領において、海洋に関する教育についての指導の充実が図られたことも踏まえ、引き続き、学校における海洋に関する教育を推進する。」(p33) とある、</p> <p>しかしながら、学習指導要領において「海」に関する記述が増えたのは、主に社会科の「領土・領海・排他的経済水域」に関わる部分であって、理科の生命(海洋生物)や気候変動、災害に関わる「海」の記述、社会科の文化や水産に関わる「海」の記述はほとんど増えていない。より本質的かつ総合的な海洋教育の授業を実践するために、</p> <p>9 (2) 「子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進」(p87) に、「学習指導要領における海洋教育のよりいっそうの充実をはかるとともに、教科を横断するカリキュラムの構築が必要である」をいれることが必要である。</p>	
183	P9 L20, P87	<p>1 (7) 「海洋人材の育成と国民の理解の増進」において、「令和2年度からは小学校20 で、令和3年度からは中学校で、海洋に関する内容の充実が図られた授業がそれぞれ開始された。さらに、平成30年3月に公示された高等学校学習指導要領に基づき、高等学校で22 も令和4年度から順次授業が開始された。」(p9) . とある。</p> <p>しかしながら、学習指導要領において「海」に関する記述が増えたのは、主に社会科の「領土・領海・排他的経済水域」に関わる部分であって、理科の生命(海洋生物)や気候変動、災害に関わる「海」の記述、社会科の文化や水産に関わる「海」の記述はほとんど増えていない。より本質的かつ総合的な海洋教育の授業を実践するために、9 (2) 「子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進」(p87) に、「学習指導要領における海洋教育のよりいっそうの充実をはかるとともに、教科を横断するカリキュラムの構築が必要である」をいれることが必要である。</p>	
184	P33 L22, P87	<p>3-3 (6) (4) イ 「子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進」において、「小学校、中学校、高校の学習指導要領において、海洋に関する教育についての指導の充実が図られたことも踏まえ、引き続き、学校における海洋に関する教育を推進する。」(p33) とある、</p> <p>しかしながら、学習指導要領において「海」に関する記述が増えたのは、主に社会科の「領土・領海・排他的経済水域」に関わる部分であって、理科の生命(海洋生物)や気候変動、災害に関わる「海」の記述、社会科の文化や水産に関わる「海」の記述はほとんど増えていない。より本質的かつ総合的な海洋教育の授業を実践するために、9 (2) 「子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進」(p87) に、「学習指導要領における海洋教育のよりいっそうの充実をはかるとともに、教科を横断するカリキュラムの構築が必要である」をいれることが必要である。</p>	

ご意見ありがとうございます。海洋分野としてSTEAM教育へ貢献すべく、産学官が連携して取り組むこととしています(P33)。海洋に関する教育の総合的な支援体制を整備する観点から、海に関する学習の場を提供する各種団体等との有機的な連携を促進していきます(P88)。原案どおりとさせていただきます。皆様のご尽力が海洋教育を支えていますので、今後も期待しております。

No.	該当箇所	ご意見	回答
185	P33 L23、 P87 L30	<p>3-3(6)(4)イ「子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進」において、「小学校、中学校、高校の学習指導要領において、海洋に関する教育についての指導の充実が図られたことも踏まえ、引き続き、学校における海洋に関する教育を推進する。」(p33)とある、しかしながら、学習指導要領において「海」に関する記述が増えたのは、主に社会科の「領土・領海・排他的経済水域」に関わる部分であって、理科の生命(海洋生物)や気候変動、災害に関わる「海」の記述、社会科の文化や水産に関わる「海」の記述はほとんど増えていない。より本質的かつ総合的な海洋教育の授業を実践するために、9(2)「子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進」(p87)に、「学習指導要領における海洋教育のよりいっそうの充実をはかるとともに、教科を横断するカリキュラムの構築が必要である」をいれることが必要である。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。海洋分野としてSTEAM教育へ貢献すべく、産学官が連携して取り組むこととしています(P33)。海洋に関する教育の総合的な支援体制を整備する観点から、海に関する学習の場を提供する各種団体等との有機的な連携を促進していきます(P88)。原案どおりとさせていただきます。皆様のご尽力が海洋教育を支えていますので、今後も期待しております。</p>
186	P9 L20、 P87 L30	<p>1(7)「海洋人材の育成と国民の理解の増進」において、「令和2年度からは小学校20で、令和3年度からは中学校で、海洋に関する内容の充実が図られた授業がそれぞれ開始された。さらに、平成30年3月に公示された高等学校学習指導要領に基づき、高等学校で22も令和4年度から順次授業が開始された。」(p9)とある、しかしながら、学習指導要領において「海」に関する記述が増えたのは、主に社会科の「領土・領海・排他的経済水域」に関わる部分であって、理科の生命(海洋生物)や気候変動、災害に関わる「海」の記述、社会科の文化や水産に関わる「海」の記述はほとんど増えていない。より本質的かつ総合的な海洋教育の授業を実践するために、9(2)「子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進」(p87)に、「学習指導要領における海洋教育のよりいっそうの充実をはかるとともに、教科を横断するカリキュラムの構築が必要である」をいれることが必要である。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。海洋分野としてSTEAM教育へ貢献すべく、産学官が連携して取り組むこととしています(P33)。海洋に関する教育の総合的な支援体制を整備する観点から、海に関する学習の場を提供する各種団体等との有機的な連携を促進していきます(P88)。原案どおりとさせていただきます。皆様のご尽力が海洋教育を支えていますので、今後も期待しております。</p>
187	P88 L7	<p>88ページ、7行目に「海洋に関する教育の総合的な支援体制を整備する観点から、学校教育と水族館や博物館等の社会教育施設、水産業や海事産業等の産業施設、国立研究開発法人等の研究機関、海に関する学習の場を提供する各種団体等との有機的な連携を促進する」とあるが、そのような海洋教育の支援体制の一つとして、2022年9月に日本海洋教育学会を立ち上げました。本学会では、海洋に関する最新の知?を教育に適?する?法、海洋教育の実践とその学習効果を評価する?法、海洋教育をより普及するための?策、海洋教育が?指すものを深く広く共有議論する場を提供します。しかしながら、上記の引用文をはじめ海洋基本計画(案)の中では、本学会のような海洋教育の内容等を共有議論する学会団体については言及されていません。については、例えば「・・・海に関する学習の場を提供したりその内容を共有議論する各種団体・学会等との有機的な連携を促進する」と学会についても明記してほしく存じます。</p>	<p>「各種団体等」(P88)に学会は含まれていますので原案どおりとします。皆様のご尽力が海洋教育を支えていますので、今後も期待しております。</p>
188	P88 L7	<p>88ページ、7行目に「海洋に関する教育の総合的な支援体制を整備する観点から、学校教育と水族館や博物館等の社会教育施設、水産業や海事産業等の産業施設、国立研究開発法人等の研究機関、海に関する学習の場を提供する各種団体等との有機的な連携を促進する」とある。そのような海洋教育の支援体制の一つとして、われわれは2022年9月に日本海洋教育学会を立ち上げました。本学会は海洋に関する最新の知?を教育に適?する?法、海洋教育の実践とその学習効果を評価する?法、海洋教育をより普及するための?策、海洋教育が?指すものについて、深く広く共有し議論する場を提供するものです。学会員には研究者、学校教育関係者、社会教育関係者だけでなく児童生徒のジュニア会員の枠も設けます。上記の引用文をはじめ海洋基本計画(案)の中では、本学会のような海洋教育の内容等を共有議論する学会団体については言及されていません。については、例えば「・・・海に関する学習の場を提供したりその内容を共有議論する各種団体・学会等との有機的な連携を促進する」のように学会について明記してほしく存じます。</p>	<p>「各種団体等」(P88)に学会は含まれていますので原案どおりとします。皆様のご尽力が海洋教育を支えていますので、今後も期待しております。</p>

No.	該当箇所	ご意見	回答
189	P88 L12- P89 L11	海洋に関する国民の理解の増進を図るために掲げられている諸施策は第3期海洋基本計画と殆ど同じであるが、「また、昨今、海水浴、海洋レジャーを含め、国民が海を訪れる機会が減少する等、いわゆる「国民の海離れ」の傾向がみられる。」（9ページ目の27行目から28行目）との情勢認識に基づき、従来の取組について抜本的な見直しを図り、より実効性の高い取組を推進すべきである。	ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。
190	P88 L31	ICTやバーチャルリアリティ（VR）の活用が触れられていますが、より親しみやすい環境づくりのために可能なアプローチ、手段としては国民の理解の増進に限らず、海洋人材の育成全般において必要な措置だと思われます。p30等のパブコメにも関わることですが、実際に海へ行かずとも、直接触れずとも「海に親しむ」学びや体験は可能であり、海洋教育でも活用されるべきコンテンツになると考えられます。また、その舞台として「大学・研究機関等」だけでなく「博物館・水族館等の社会教育施設」も有効かつ適切に活用されるべきであると考えられます。そのため、ここだけでなくp89の1行目にも「伝える」役割を持った機関として、p90の17行目やp92の2行目など重要な施策推進のための連携機関および関係者として「社会教育施設」の追記についてもご検討ください。	ご意見ありがとうございます。博物館・水族館等の社会教育施設は、「大学・研究機関等」の「等」に含まれています。博物館・水族館等の社会教育施設は、既に情報発信が進んでいることに鑑み、今後は大学・研究機関等の取組を促進する観点から、敢えて例示は、「大学・研究機関」としています。
191	P88	海洋教育だけでなく一般の国民へも「海に親しむ」場の提供をご検討ください。海洋に対する関心や、高い意識を持つことにこしたことはありませんが、おそらく志などというものは生きるための支えとして必要な人だけが持てば良いものです。多くの国民は、ただ環海の日本で暮らすというだけで、生きる喜びや愉しさに志などは不要なものだと思われます。14行目の海洋に関わる施設の職場見学会や体験会、マリンレジャーなどが祝日として「海の日が」制定されたことを有効に活用するため、国民に海洋へ「親しみ」を感じてもらうための取り組みであると理解されます。しかし、普及啓発や清掃活動、保全活動などといった活動からは項目を分けて示しながら、さりげなく海に親しむことにつながる施策を講じる工夫があるようにも感じられます。それを文章化することで、さりげなさがあからさまになってしまうジレンマを生じてしまいますが、博物館や水族館等の社会教育施設、官民のレジャー施設、海水浴場やそこへ向かう道路、公共交通機関と連携しつつ、海の日がハロウィーンやクリスマスなどのように、無条件にわくわくそわそわしてしまうような日になるための取り組みが望まれます。	ご意見ありがとうございます。一般国民が海に親しむ機会を拡大することについては、p88に記載されています。

No.	該当箇所	ご意見	回答
192	P89	<p>水中遺跡について、1文しか書かれていないのは、国際的に見て世界最低水準にあり、遺跡破壊が進行している我が国の水中文化遺産保護の現状を理解しているとは思えないので、具体的な対策を望みます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 EEZ内の水中遺跡についての言及がない 2 ユネスコ水中文化遺産保護条約についての意見がない 3 他国に文化的価値・所有権のある遺跡についてどのように対応するか？ 4 他国では、環境アセスメントの一環として遺跡の探査が実施されているが、日本にはその考えがない 5 海洋教育の例として義務教育にも水中遺跡の重要性を含めるのか 6 海洋で遺物を発見した場合の報告の義務の徹底化 7 洋上風力発電のアセスメントに水中遺跡の探査が含まれていない 8 外国の企業が開発を行う場合、その国では遺跡探査が行われているが、日本ではおこなわないが、これは問題にならないのか？ 9 周知の水中遺跡件数が、他国と3桁低く、遺跡保護の予算も3-4桁少ないが、問題ではないのか？ 10 水中遺跡・水中文化遺産について、文部科学省の管轄とあるが、現状半世紀遅れた我が国の水中遺跡の管理は、その枠に収まる性質ではない。 	<p>ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。</p>
193	水中文化遺産 (P89)	<p>国の海洋政策の柱の一つであるべき水中文化遺産の保護が、1文しかないのは、内閣府の失策と評価される可能性があります。他国と比べると、周知の水中遺跡数・水中文化遺産の予算が、1/100~1/1000程の水準にあります。迅速な意識改革・法整備を実施しないと、国際的な信用の失墜の恐れもあります。</p> <p>日本ではEEZにおいて文化財保護法は適応されないため、文化遺産保護の根拠のない世界最大の領域を持つ国となっています。モンゴル国など多くの内陸国がユネスコ水中文化遺産保護条約の批准に向けて動いていることも忘れてはなりません。</p> <p>現在、無秩序の海の開発は多くの遺跡を破壊しています。他国では、埋立・浚渫・洋上風力発電など開発の前に遺跡の有無を確認するアセスメントが存在します。デンマークなど数万件の遺跡を発見する中、日本には事前に遺跡を確認するシステムが存在しないため、開発による遺跡の発見は、ほぼゼロ件です。他国が所有権を主張している文化遺産を破壊する可能性が高まっています。他国にとって貴重な遺産を破壊したとなれば、国際的な問題となるのは明白です。</p> <p>国際的な視野を持つことを期待します。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。</p>

No.	該当箇所	ご意見	回答
194	P89 L6	<p>○海洋国家である我が国の歴史・文化を知る上で重要な文化遺産である水中遺跡について、遺跡の保存や活用等に関する検討を進める。(文部科学省)</p> <p>とあるが、第1期から永遠と検討だけで良いのか。「検討」とだけ書いておけば良い、という担当者の回答が透けて見える。1期と2期の検討の結果を踏まえて、第3期でどうするのが重要であろう。ユネスコ水中文化遺産保護条約の批准も十分に考えなければならないものであり、日本固有領土や日本と関連する文化、文化遺産を適切に保護するために、海洋(水中)文化遺産について、最低限第1期と第2期の検討の結果が踏まえられていないのであれば、第1期、2期ともに検討をせず、第3期も行わないとみられてもおかしくはない。つまり、これは「計画」とは呼べないものである。最低限ユネスコ水中文化遺産保護条約に触れていただきたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。</p>
195	-	<p>我が国の水中考古学の発展・振興の為の予算などの支援を拡充していただきたく存じます。</p>	
196	P89 L6	<p>海洋国家である日本において、歴史・文化を知る上で水中遺産はとても重要な役割を担っていると思います。しかし現状、水中遺産の保護には力を入れておらず、他国と比べても大幅に遅れていると感じています。一度失った遺産は、二度と取り戻すことができません。一刻も早く保護対策を取っていただきたいです。</p>	
197	P89 L6-7	<p>水中遺跡は第2期で2回、第3期は1回の記載である。今案は第3期と同一である。他方、文化芸術基本法は、具体的な指針のため政府が策定する文化芸術推進基本計画を、水中遺跡の保存・活用に向けて、国、関係機関及び自治体が連携した実施体制の充実に目的を置く。また「経済財政運営と改革の基本方針」は、・・・日本遺産など文化資源の魅力向上などを行い・・・海に眠る歴史的遺産である水中遺跡の調査・活用を行うとする。他方、「ユネスコ活動に関する法律」は、国又は自治体がユネスコ活動を行い、民間のユネスコ活動にも協力する趣旨をもつ。さらに「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」は、文化芸術基本法に配慮し、国際協力に係る教育研究機関は、かかる協力に必要な人材の育成、研究およびその成果の普及に努める活動に対し、政府が必要な財政上の措置を講ずるよう努めるとする。これら規定の整合性に鑑み、原案を「海洋国家である我が国の歴史・文化を知る上で重要な文化遺産である水中遺跡について、市民の総合知を構築する研究機関等の活動に対し、国の財政措置等の支援に努めつつ、遺跡の保存や活用等の検討を促進する。」に修正する。</p>	

No.	該当箇所	ご意見	回答
198	水中文化遺産 (P89)	<p>近年、海離れが問題視されています。その根本的な原因は、人と海の関係を知る唯一の物的証拠である水中文化遺産を海洋開発などで破壊し続けていることにあります。</p> <p>人間は、実物を見たり触れたりすることで、心に響く思いとして残ります。海の恩恵を直接感じるものがなければ、いくらその歴史が重要と言っても、説得力がありません。海と人の関係を示す証拠の実物を探る学問が、水中考古学です。</p> <p>海洋問題は環境だけでなく、水中文化遺産の保護も含みます。持続可能な開発のための国連海洋科学の10年 やSDGsなどの取り組みも、水中文化遺産保護を含みます。持続とは、「現在残されたものを未来に伝えていくこと」と言い換えることができます。過去が消滅しつつある日本の海の文化で持続可能な未来をどのように描くのでしょうか？</p> <p>海洋の未来を見据えるのであれば、過去から引き継いだものが何であるかを把握する必要があります。国民の海離れは、過去との断絶が生じた結果です。</p> <p>国の政策として水中文化遺産の把握と保護、活用に取り組んでいただきたいと思います。水中文化遺産に対する海洋政策が5年前のコピペで本当に良いのですか？</p>	
199	水中文化遺産 (P89)	<p>EEZにおいて洋上風力発電が実施される見通しだが、文化財保護が適応されない海域における開発に対して水中文化遺産の保護をどのように進めて行くべきか、議論は行われたのか？なぜ、海洋計画の中で触れていないのか？その理由をお知らせください。策定に関わった有識者で、触れないことについて何か疑問を持ったメンバーはいたのか。</p> <p>日本では洋上風力など海洋開発に際して水中文化遺産の有無を確認するアセスメントの義務はないが、諸外国では一般常識として水中文化遺産のアセスメントを実施している。この違いについて問題意識をもっているのでしょうか？</p> <p>ユネスコ水中文化遺産保護条約について言及されていないが、なぜか？</p> <p>水中文化遺産については、前回・前々回共に「検討する」という内容であり、その成果や現在の文化庁の取り組みの具体例などは示されていない。また、何を検討するのか、どのような問題があるのか、全く触れていません。具体例として挙げるべきものはたくさんあるはずだが、策定の際に触れた取り組みや問題の例を挙げてください。具体的に水中文化遺産の取り組みについて触れなかったのであれば、そのようにお知らせください。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。</p>
200	P89 L6	<p>「海洋国家である我が国の歴史・文化を知る上で重要な文化遺産である水中遺跡について、遺跡の保存や活用等に関する検討を進める。(文部科学省)」</p> <p>水中遺跡は腐りにくく、タイムカプセルのようなものです。人類にとって普遍的価値があると思います。さらなる調査と保存をお願いいたします。トレジャーハンターが持ち去らないよう、法整備もお願いいたします。</p>	

No.	該当箇所	ご意見	回答
201	P53, P89 L6	日本は海に囲まれている国なのでそれ相応に海底には様々な遺跡やら遺物が沈んでいると思いますが、それらをごみ扱いしているのかしらと読んでいておもいました。歴史的に重要なものがあっても保護する制度もないようですので、そのあたりをきちんと整備していただければ研究も進むと思います。	ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。
202	P89 L6	水中遺跡については「海洋国家である我が国の歴史・文化を知る上で重要な文化遺産」とあり、本当にその通りと考える。しかしながら、日本では、水中遺跡の調査は一部地域でしか行われておらず、実態把握が進んでいない状況にある。水中遺跡の保存や活用等に関する検討だけでは不十分であり、「水中遺跡の調査」も「海洋調査」の基本項目に含め推進していくことが、海洋国家の歴史を紐解く上で欠かせないのではないかと考える。また、その成果により、国民の海洋に関する理解や関心が高まるのではないかと考える。	ご意見ありがとうございます。水中遺跡については、「海洋国家である我が国の歴史・文化を知る上で重要な文化遺産である水中遺跡について、遺跡の保存や活用等に関する検討を進める」(p89)と記載しております。
203	例 P1 L2	https://note.com/shipwreck/n/na91ab3661aee こちらの記事を書かれた水中考古学博士をはじめ、研究者の方々や地方自治体などと連携し、我が国の水中文化遺産の保護を、政策として推進していただきたいです。	ご意見ありがとうございます。水中遺跡については、「海洋国家である我が国の歴史・文化を知る上で重要な文化遺産である水中遺跡について、遺跡の保存や活用等に関する検討を進める」(p89)と記載しております。

No.	該当箇所	ご意見	回答
第3部 海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項			
204	P88-89 P90-92	<p>当研究所（笹川平和財団海洋政策研究所）が海洋関係者約6,000名を対象に実施し、約350名が回答したアンケート調査では、3割以上の回答者が海洋基本法や海洋基本計画を知らないと回答し、5年毎の改定などPDCAサイクルの実施については6割以上が知らなかったと回答した。分析の結果、海洋への資金の流れが少ないことや海洋が投資の対象として魅力が無いことがこの回答の原因と推測された。さらに有識者に対するヒアリングでは、海洋基本法が目指した総合的な取り組みが実際には進んでいないことを懸念する意見が多数示された。次期海洋基本計画においては、海洋基本法や海洋基本計画の認知度を高める取り組みと計画の遂行を明確に示すべきである。なお、アンケート調査の結果については、下記を参照されたい。</p> <p>【結果報告】我が国における最近の海洋政策に関するアンケート調査―「第4期海洋基本計画」策定を念頭に―（有識者ヒアリング） https://www.spf.org/opri/news/20230316.html</p>	<p>ご意見ありがとうございます。海洋基本法と海洋基本計画の認知度を高めるよう取り組んでまいります。計画の遂行については海洋基本計画案第3部に記載しております。</p>
205	(1) 海洋政策を推進するためのガバナンス	<p>ガバナンスとは、国家が国民とともに政治を行う仕組みである。しかしながら、全体的に本部が中心となった書き方になっており、主権者である国民の積極的な関わりを見いだせない。また、ガバナンスに基づいた工程管理には、現場でのアセスメント、モニタリングが必要であるが、記述が不足している。SDGs14が他のゴールに比較して立ち遅れている理由の一つとなっているのではないか。そこで、効果的な工程管理になるよう、国民とともに各地域におけるアセスメント、モニタリングができるような体制を整える必要がある。例えば、東京海洋大学―全国水産高校ネットワーク等を活用する事が可能であろう。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。本計画案においては、第3部1. 海洋政策を推進するためのガバナンス において、総合海洋政策本部が主体となって海洋政策を推進する体制のことをガバナンスとしております。</p>
206	P90 L18-20	<p>該当箇所に、「国の他の計画のうち海洋に関する施策を含むものは、本計画で示す基本的な方針に沿って策定・推進すると同時に、本計画の推進に当たっては、関連する他の計画との整合性の確保や、連携効果の発揮に十分配慮する。」と書かれているが、これは高く評価できるものと言えよう。</p> <p>第3期計画（2018）では、「国の他の計画のうち、海洋に関する施策を含むものは、本計画で示す基本的な方針に沿って策定、推進することが重要である。」（p. 81、12-13行目）と書かれているが、今回の政府原案ではさらに「整合性の確保や連携効果の発揮に配慮する。」と書き加えられているからである。</p> <p>そこで、整合性の確保や連携効果の発揮への配慮は、どのような形で取り組むのかをお伺いしたい。基本計画に書き込むのは難しいかもしれないが、毎年度の「海洋レポート」でも盛り込むことを期待したい。</p> <p>ところで、日本海洋政策学会誌第6号（2016）の論文「海洋基本計画と他の海洋に関連する主要基本計画との相互関係に関する考察」の末尾に、類似の文言が提言：案2として記されているが（p. 180）、これも参照されての原案と理解しているところでです。</p>	<p>他の計画との整合性の確保や連携効果の発揮への配慮については、当該箇所について関係省庁への十分な周知を図り、連携・調整を進めていくことで対応していきます。</p>

No.	該当箇所	ご意見	回答
207	第3部1. (P90 L21 くらいから)	<p>総合海洋政策本部・総合海洋政策推進事務局 「総合海洋政策本部が政府の司令塔としての機能を果たすべく…」 「総合海洋政策本部が政府の司令塔としての機能を発揮するためには、その実務を担う総合海洋政策推進事務局の機能を強化することが不可欠である。具体的には、司令塔機能のみならず、複数の関係府省庁間で意見の対立が発生した場合に優先すべき事項が何かを俯瞰して判断し調整する総合調整機能、これらの基盤となる調査機能を一層向上させる必要がある。」 ・内容的には適切であるが、一般論にとどめるべきではない。第1部の基本的な方針や、第2部の施策で、随所に、かかる司令塔機能が具体的に明記されるべきである。実際にかつ具体的に、司令塔機能がはたされるべきことが明らかにされず、一般論としての「宣言」に終始すれば、その達成度の評価もできない。</p>	<p>ご意見を踏まえてP12 L7「・・基本的な方針を定める。」の後に以下のとおり追記します。「この方針に基づく海洋政策は、総合海洋政策本部とその実務を担う総合海洋政策推進事務局（以下「総合海洋政策本部等」という。）が一体となって、司令塔機能を発揮して推進していく。」 なお、第4期計画案第1部～第3部は海洋基本法第16条第2項第1号～第3号にそれぞれ対応しており、第3部では海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を記載しています。</p>
208	P90 L23- P91 L1	<p>様々な分野に横断的にまたがる海洋政策を高い実効性とスピード感を以って進めるには、この記述にもあるように、総合海洋政策推進事務局が総合海洋政策本部と一体となって政府の司令塔としての機能を果たすとともに、同事務局が中心となって関係府省庁間の総合調整や工程管理および政策評価を行うことが極めて重要であり、このガバナンスの下、計画が着実に進められていくことを期待したい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。</p>
209	P90 L26- P91 L1	<p>総合海洋政策推進事務局の予算の強化を図るのではなく、海洋施策を実行する予算を総合海洋政策本部に設けるべきだと思います。具体的に、新たな海洋モニタリング手法の開発などに関する事業予算を総合海洋政策本部が持つべきだと思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。施策の実施に当たり参考とさせていただきます。</p>
210	2. 関係者の 責務及び相互の 連携について	<p>「・・・国民生活の安定向上を図る・・・」が海洋基本法の目標である。民主国家として国民が主体者として取り組めるようなガバナンス（協治）が求められるが、政策本部が主体となった文言となっている。 修正意見：国民がステークホルダーとして積極的に参画できるように、以下の通りとする。90P 2. 関係者の責務及び相互の連携について 3行目「公益団体等」に国民を加え「公益団体、国民等」とする。 4, 5行目「それぞれの役割に応じて積極的に取り組むことが重要である。」→「それぞれの役割に応じて積極的に取り組むことができるよう、ガバナンス体制を整える。」 9, 10行目「人材の育成等に努めることが重要である。」→「人材の育成等に努めることができるよう、ガバナンス体制を整える。」 13, 14行目「事業展開等に努めることが重要である。」→「事業展開等に努めることができるよう、ガバナンス体制を整える。」 16行目「ことが重要である。」→「ことができるよう、ガバナンス体制を整える。」 18, 19行目「ことが重要である。」→「ことができるよう、ガバナンス体制を整える。」</p>	<p>3行目に係るご意見を踏まえて修正します。本計画案においては、第3部1. 海洋政策を推進するためのガバナンス において、総合海洋政策本部が主体となって海洋政策を推進する体制のことをガバナンスとしております。2. の関係者の責務及び相互の連携については、国民が主体者として取り組めるようなガバナンス（協治）に関わらず必要とされていると考えています。</p>

No.	該当箇所	ご意見	回答
全体に係るもの、その他			
211	全体	<p>計画の策定にあたり、当協会は「第4期海洋基本計画に求めるもの」として、海運分野における、国際競争力の強化、GXやDXへの対応、人材の育成、技術力の強化など多岐にわたる提言を行った。この計画案は、提言における施策を幅広く取り入れて頂いており、十分評価できるものと考えている。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。</p>
212	文書全体	<p>海洋基本計画の内容は大変すばらしく、時代のニーズに合致した提案であると感じた。一方で、これまでの海洋基本計画の達成度、残置課題との関係は必ずしも明瞭であるように感じなかった。継続している課題もあるので、例えば、継続性という観点から、第三期計画で記載された各部署の達成状況および国内外の動向の推移をきちっと踏まえた上で、第四期計画の位置づけ、および発展の部分をハイライトすることで、わが国の海洋科学技術の発展と弱点が浮き彫りに出来ると考える。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。第3期計画の達成状況を把握すべく工程表を作成しております。第4期計画案では、第1部1. で、我が国の取組状況及び海洋を巡る最近の情勢を概観した上で、2. で本計画の策定及び実施に関し十分に認識すべき事項を記載しております。</p>
213	1. 全体的な方向性について	<p>いつもわが国の海洋施策にご尽力いただきありがとうございます。 こちらの提言は、令和5年3月25日に行われた、一般社団法人OceanLife協会（OLA）並びに一般社団法人沖縄海底資源産業開発機構（OSR）主催の海洋政策研究会から導かれた知見をまとめたものです。 離島島嶼圏において以下の項目は、危急性、重要性が非常に高く、本計画において強く推進される旨記述いただくことが、圏域住民の周知・理解向上のみならず地方自治体の海洋施策の推進に大きくつながるものと考えます。 [提言1] ○高度海洋人材の育成 ・海岸法、港湾法、海上運送法等々の国内海洋法制に関する包括的な学識経験者の育成 ○災害廃棄物対策 ・離島振興、リサイクル推進ともからめた、軽石等の自然災害由来の廃棄物処理への支援 ○沿岸域の総合的な管理 ・自治体単位特に都道府県単位における包括的な海洋空間計画の策定支援 ○海洋情報・海洋DX ・活用可能なオープンデータの提供 ・海洋空間のメタバース化 ○離島振興策について ・無人国境離島に対する支援策の充実 ・エネルギー自律のための蓄電池設備整備支援</p>	<p>[提言1]ご提言ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。</p>

No.	該当箇所	ご意見	回答
214	P7 L6-P70 L3	<p>[提言2] p. 7 6 新たな産業の育成や既存産業の更なる発展は急務であり、 9 資源・食料・エネルギーの自給率の向上、安定供給の確保、 p. 18 28 SIPで先駆的な成果を収めているのはレアアース泥だけではなく海底熱水鉱床、コバルトリッチクラストも同様である。 →海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト並びにレアアース泥 [提言3] p. 64 14 助(ODA) →政府が行う海洋案件、特に外務省が担当するODA案件、地方自治体の講ずる海洋施策は、総合海洋政策本部との密接な協議をすべき [提言4] p. 65 4 行者の増加を図るため、セキュリティクリアランスに留意しつつ関係者と協力 [提言5] p. 67 7 ア 水産資源の適切な管理→「海の食文化」教育を通じ、フェアトレードの精神を含めた国民の意識改革に務めるべき [提言6] p. 70 3 ア 海洋調査の戦略的取組→外国調査船のわが国EEZへの無断調査等に対する法整備に務めるべき</p>	[提言2]～[提言6] ご提言ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。
215	P73 L24	<p>[提言7] p. 73 24サンゴ礁を始めとした→海洋における海藻の役割は、陸域の森林のそれと同じ機能があるとされ、既存のサンゴの保全よりは「藻場造成」の方が環境面からは影響力は大きいと判断される。沖縄県全域の「藻場造成」事業とサンゴ保全事業を同時に推進すべき →サンゴ礁及び藻場造成を始めとした 以上です。ご検討の程どうぞよろしくお願い致します。</p>	[提言7] ご提言ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。
216	P10 L18/P19 L37	<p>意見1 10ページ目の18行目に以下を追加 これらを達成するためには、海洋状況把握が最も重要であり、衛星や海上ブイ等を含めた総合的な海洋情報収集体制を確立する必要がある。 理由 ア項は最も重要であるがその前提となるのは「今、我が国及びその周辺海域で何が起きているか」という確実な海洋状況把握が必要である。したがって、該当箇所に以下を付け加えることを提案する。 意見2 19ページ目の37行目に「衛星コンステレーション」を追加 観測監視体制のさらなる強化に加え、衛星コンステレーション、AI技術・・・ 理由 「経済安全保障重要技術育成プログラム」においては、船舶向け通信衛星コンステレーションによる海洋状況把握技術の開発・実証に147億円の資金を提供されることが決定されており、これとタイアップして、衛星によるMDAの活用を記述する必要がある。</p>	意見2：宇宙技術の活用は「既存の調査・観測・監視体制」にも含まれているところ、それを更に強化することを明示するため、「既存の」の前に「宇宙技術も含めた」を追記します。その他、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます、原案どおりとします。

No.	該当箇所	ご意見	回答
217	P30 L9-10、P36 L36	<p>意見3 P30の9行目に以下（カッコ内）を追加 ・・観測の実現を目指す。（また、将来、宇宙における衛星コンステレーションの構築時に予想される膨大な通信量と情報量の処理が予想され、AIを活用したデータ処理の実現を目指す。 要すれば、データ処理センターの構築を検討する。） 理由 海洋状況把握（MDA）においては膨大な船舶を処理しなければならず、AIを活用したDX化は必須であり、処理のための組織として、データセンターを提案。</p> <p>意見4 P30の10行目に以下（カッコ内）を追加 ・・観点から、（海洋状況把握（MDA））、様々な気候変動・ 理由：意見3に同じ。</p> <p>意見5 P36の36行目に以下（カッコ内）を追加 ・・を推進していく。（また、「経済安全保障重要技術育成プログラム」における衛星コンステレーション技術の開発・実証ともタイアップし、海洋状況把握の強化を推進していく。）（内閣官房、（経済産業省）、国土交通省、防衛省） 理由：「経済安全保障重要技術育成プログラム」とタイアップして、衛星によるMDAの活用を記述する必要がある。</p>	
218	P45 L10-11	<p>意見6 45ページ目の10行目にVDESの記述を追加（カッコ内）及び11行目の「衛星AISによる」を削除）さらに本項最後に文章および担当省に経産省、防衛省を追加（カッコ内） 本文 ・・AIS受信機を搭載した衛星の普及（並びに次世代AISと言われるVDES（VHF Data Exchange System）衛星コンステレーションの開発・実証の開始）、・・中略・・を踏まえ、船舶航行状況をより正確に把握するための・・中略・・MDAIにおける衛星情報のさらなる利活用について研究や検討を行う。（この際、これらの情報を集約するデータプラットフォーム、情報をAIを使って処理する情報処理センター（仮称）等の設置を検討する。） （内閣府、文部科学省、（経済産業省）、（防衛省））</p>	<p>いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます、原案どおりとします。</p>
219	P45 L14	<p>意見7 MDAのための衛星コンステレーションプラットフォームの構築の提案 「○ 準天頂衛星の機数造等・・」の項目の後（14行目）に「○ 海洋状況把握のための衛星コンステレーションプラットフォームの構築」という項目を設け、衛星による海洋監視プラットフォームを構築することを提案する。 理由 海洋の状況を把握するには、広大な海洋の状況を把握するには衛星が最も効果的である。 現在、このようなプラットフォームは存在しないが、3月27日に「経済安全保障重要技術育成プログラム」において「船舶向け通信衛星コンステレーションによる海洋状況把握技術の開発・実証」への資金提供が決定された。これは主としてVDES衛星の開発・実証で、このコンステレーションでは、電波探知機能の付加も考慮されている。 これが実現されれば、海洋のほとんどの船舶のリアルタイムな状況把握が可能となり、また、電波探知機能と併用して不審船や海賊船等の船舶の検出も可能となる。 さらに、将来的にはVDES、ELINT、SAR、光学の各衛星をMDA用として組み合わせたプラットフォームの構築を構築することが必要であると考える。</p>	

No.	該当箇所	ご意見	回答
220	意見のところに明記してあります	<p>P24(3)について、水産は、漁況と海況が両輪となっています。海況は、調査船の減少など衛星、海洋数値モデルの活用が必須。その記述が必要です。スマート水産業データ連携でも、衛星とモデルは必須です。</p> <p>P27(1)について、新しい言葉として、海業という言葉を入れて、沿岸の多面的利用について言及すべきかと思えます。そのためには精緻な観測(ドローン、衛星、船の連携)を明記すべきかと思えます。</p> <p>P30について、洋上インフラとして、洋上ブロードバンドの実現を目指すべきかと思えます。</p> <p>P45の14行目は具体的な記述、日本が誇る世界最先端の衛星「しずく」「しきさい」を明記すべきかと思えます。</p> <p>P51(1)について、ドローンや人工衛星の利用を明記すべきかと思えます。ちまちま調査しても間に合いません。</p> <p>P56について、沿岸のモニタリングには衛星が必要不可欠となりつつあります。極軌道衛星、静止軌道衛星のベストミックスについて明記を。</p> <p>P68イについて成長産業化の海況視点の肝は衛星とモデルなのでそれについて明記するとよいと思えます。</p> <p>P73の21行で、衛星の活用についても明記するとよいと思えます。</p>	<p>(全般) ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。</p> <p>(P45 L14) ご指摘のとおり、利用する衛星に「しずく」「しきさい」は含めて考えています。他方で、具体名を記載することで、利用対象衛星が限定されることを避けるため、本項目では具体名は記載しないこととします。</p>
221	全体を通じて	<p>海洋の安全保障、国境離島の保全・管理、海洋環境の維持・保全、太平洋島嶼国との連携・防災支援が、それぞれ別々にあげられていて、相互をつなぐ視点が乏しい。国境離島の東西南端は、それぞれサンゴ礁からなる島で、このうち沖ノ島は太平洋島嶼と同じ水没の危機にある。サンゴ礁の保全が、島の保全・維持にもつながり、太平洋島嶼国へも適用することによって、「我が国の国益」を越えた「国際公益」を通じて、太平洋環境安全保障体制を構築するというグランドデザインを示すべきである。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。関係省庁と共有し、施策の実施にあたって参考とさせていただきます。</p>
222	意見欄に記入	<ul style="list-style-type: none"> ・6ページの9行目「施行された」の施行年月を書いたほうがよい。他の箇所の例と同様に。 ・7ページの4行目「による改正」は削除したほうがよい。6ページの31行目の例と同様に。 ・10ページの2行目「当たって」と、18ページの22行目「あたって」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。 ・25ページの脚注16の2行目「略称」は「略」のほうがよい。他の箇所の例と同様に。 ・38ページの脚注30の1行目「Illicit Maritime Activities」の書体を他の箇所と同じものにするほうがよい。 ・38ページの3行目「同盟国・同志国等」と、39ページの19行目「同盟国、同志国等」との違いは、何を意味しているのか？ ・39ページの31行目「同盟国・同志国」と、40ページの3行目「同盟国・同志国等」との違いは、何を意味しているのか？ ・42ページの3行目「取りまとめた」と、63ページの11行目「とりまとめた」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。 	<p>ご指摘を踏まえ修正します。ご意見中10ページ2行目に係るものは「当たって」、38ページ3行目に係るものは「同盟国・同志国等」、42ページ3行目に係るものは「取りまとめた」と統一します。</p>

No.	該当箇所	ご意見	回答
223	意見欄に記載のとおりに	<ul style="list-style-type: none"> ・ 43ページの6行目「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（再エネ海域利用法）」は「再エネ海域利用法」のほうがよい。6ページの20行目で略称を定義しているから。 ・ 61ページの31行目「JOGMEC」は何の略称か記載したほうがよい。72ページの29行目の例と同様に。 ・ 65ページの5行目「P」は何を意味しているのか？ ・ 66ページの5行目「内航海運業法」の法律番号を記載したほうがよい。他の箇所の例と同様に。 ・ 70ページの脚注66の2行目の文末「海」は「海」。のほうがよい。 	<p>ご指摘を踏まえ修正します。なお65ページのPはパブリックコメント開始時点で観光立国推進基本計画が閣議決定前であったために付したものです。</p> <p>P66 L5については、以下のとおり修正します。</p> <p>(修正文)</p> <p>令和4年4月に改正された内航海運業法（昭和27年法律第151号）等の施行を受け、法律に盛り込まれた各施策を通じ、内航海運における「取引環境改善」、「生産性向上」及び「船員の働き方改革」といった取組を総合的に進めていくことで、内航海運の安定的な輸送を確保する。（国土交通省）</p>